

○北海道地方警察職員の給与に関する条例

条例第34号  
昭和29年7月24日

改正	昭和30年3月30日条例第18号 〔第1次改正〕	昭和31年10月27日条例第77号 〔第2次改正〕
	昭和32年9月1日条例第58号 〔第3次改正〕	昭和33年11月1日条例第84号 〔第4次改正〕
	昭和34年10月31日条例第47号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条・第2 条による改正〕	昭和35年8月1日条例第44号 〔第5次改正〕
	昭和36年12月22日条例第66号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条・第2 条による改正〕	昭和36年4月1日条例第32号 〔第6次改正〕
	昭和36年8月1日条例第56号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条・第2 条による改正〕	昭和36年12月22日条例第76号 〔第7次改正〕
	昭和37年4月7日条例第3号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例第2条による改正〕	昭和37年12月22日条例第59号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条・第2 条による改正〕
	昭和38年3月26日条例第8号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条・第2 条による改正〕	昭和38年12月20日条例第48号 〔第8次改正〕
	昭和39年7月15日条例第65号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例第2条による改正〕	昭和39年12月21日条例第82号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条～第 4条による改正〕
	昭和40年12月25日条例第52号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条～第 3条による改正〕	昭和41年4月8日条例第6号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例第2条による改正〕
	昭和41年12月26日条例第5号 〔第9次改正〕	昭和42年3月20日条例第10号 〔第10次改正〕
	昭和42年12月25日条例第54号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条・第2 条による改正〕	昭和43年12月26日条例第43号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例〕
	昭和44年12月22日条例第57号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条・第2 条による改正〕	昭和45年10月26日条例第54号 〔北海道交通巡視員に対する被服の支給 及び装備品の貸与に関する条例附則第 2項による改正〕
	昭和45年12月23日条例第76号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条～第 3条による改正〕	昭和46年12月22日条例第60号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例第1条～第 3条による改正〕

昭和47年4月3日条例第16号 〔北海道職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例附則第5項による改正〕	昭和47年11月17日条例第56号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条による改正〕
昭和48年3月20日条例第2号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第3条による改正〕	昭和48年4月28日条例第42号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第3条による改正〕
昭和48年10月23日条例第61号 〔第11次改正〕	昭和49年4月27日条例第35号 〔第12次改正〕
昭和49年6月15日条例第36号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第4条による改正〕	昭和49年12月12日条例第58号 〔第13次改正〕
昭和50年3月14日条例第15号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第4条による改正〕	昭和50年12月23日条例第42号 〔第14次改正〕
昭和51年12月24日条例第72号 〔第15次改正〕	昭和52年12月23日条例第43号 〔第16次改正〕
昭和53年3月31日条例第26号 〔第17次改正〕	昭和53年12月26日条例第53号 〔第18次改正〕
昭和54年12月26日条例第39号 〔第19次改正〕	昭和55年12月24日条例第83号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条・第2条による改正〕
昭和56年12月24日条例第56号 〔第20次改正〕	昭和57年7月19日条例第22号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第3条による改正〕
昭和57年7月19日条例第23号 〔障害に関する用語の整理のための北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第15条による改正〕	昭和58年12月27日条例第36号 〔第21次改正〕
昭和59年12月26日条例第79号 〔第22次改正〕	昭和60年12月25日条例第46号 〔第23次改正〕
昭和61年7月24日条例第33号 〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第3条による改正〕	昭和61年12月23日条例第54号 〔第24次改正〕
昭和62年12月23日条例第42号 〔第25次改正〕	昭和63年12月21日条例第71号 〔第26次改正〕
平成元年3月31日条例第13号 〔第27次改正〕	平成元年12月19日条例第73号 〔第28次改正〕
平成2年12月26日条例第40号 〔第29次改正〕	平成3年12月25日条例第46号 〔第30次改正〕
平成4年7月7日条例第68号 〔北海道職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び北海道の休日に関する条例の一部を改正する条例附則第6項による改正〕	平成4年12月18日条例第83号 〔第31次改正〕
平成5年12月17日条例第43号 〔第32次改正〕	平成6年3月31日条例第27号 〔第33次改正〕
平成6年12月16日条例第67号 〔第34次改正〕	平成7年12月28日条例第46号 〔第35次改正〕

平成 8 年 12 月 18 日 条例第 50 号 〔第 36 次改正〕	平成 9 年 4 月 3 日 条例第 58 号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第 1 条・第 2 条による改正〕
平成 9 年 10 月 23 日 条例第 68 号 〔北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例第 4 条による改正〕	平成 9 年 12 月 17 日 条例第 83 号 〔第 37 次改正〕
平成 10 年 3 月 31 日 条例第 3 号 〔北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例附則第 6 条による改正〕	平成 10 年 12 月 17 日 条例第 57 号 〔第 38 次改正〕
平成 11 年 7 月 23 日 条例第 36 号 〔第 39 次改正〕	平成 11 年 10 月 15 日 条例第 48 号 〔第 40 次改正〕
平成 11 年 12 月 17 日 条例第 82 号 〔第 41 次改正〕	平成 12 年 3 月 29 日 条例第 86 号 〔第 42 次改正〕
平成 12 年 12 月 20 日 条例第 139 号 〔第 43 次改正〕	平成 13 年 3 月 30 日 条例第 9 号 〔地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第 13 条による改正〕
平成 13 年 10 月 19 日 条例第 54 号 〔公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例附則第 13 項による改正〕	平成 13 年 12 月 18 日 条例第 81 号 〔第 44 次改正〕
平成 14 年 12 月 20 日 条例第 83 号 〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第 1 条・第 2 条による改正〕	平成 15 年 3 月 14 日 条例第 32 号 〔第 45 次改正〕
平成 15 年 11 月 29 日 条例第 69 号 〔第 46 次改正〕	平成 16 年 9 月 30 日 条例第 88 号 〔第 47 次改正〕
平成 16 年 12 月 17 日 条例第 109 号 〔第 48 次改正〕	平成 17 年 3 月 31 日 条例第 19 号 〔一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例附則第 12 項による改正〕
平成 17 年 11 月 30 日 条例第 123 号 〔第 49 次改正〕	平成 18 年 3 月 31 日 条例第 52 号 〔第 50 次改正〕
平成 19 年 3 月 16 日 条例第 37 号 〔第 51 次改正〕	平成 19 年 12 月 21 日 条例第 69 号 〔北海道職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例附則第 5 項による改正〕
平成 20 年 3 月 31 日 条例第 71 号 〔第 52 次改正〕	平成 20 年 6 月 30 日 条例第 77 号 〔公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第 5 号による改正〕
平成 20 年 10 月 14 日 条例第 91 号 〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例第 10 条による改正〕	平成 21 年 3 月 31 日 条例第 14 号 〔北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項による改正〕
平成 21 年 3 月 31 日 条例第 15 号 〔北海道条例の整備に関する条例第 150 条による改正〕	平成 21 年 5 月 29 日 条例第 61 号 〔第 53 次改正〕
平成 21 年 11 月 30 日 条例第 99 号	平成 22 年 3 月 31 日 条例第 26 号

〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例第1条～ 第3条による改正〕	〔第54次改正〕
平成22年3月31日条例第27号	平成22年11月30日条例第56号
〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当 に関する条例の一部を改正する条例附 則第4項による改正〕	〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例第1条～ 第3条による改正〕
平成23年3月18日条例第28号	平成23年11月30日条例第55号
〔第55次改正〕	〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例第1条・第 2条による改正〕
平成24年3月30日条例第76号	平成25年6月28日条例第35号
〔第56次改正〕	〔第57次改正〕
平成25年12月20日条例第77号	平成26年3月28日条例第80号
〔第58次改正〕	〔第59次改正〕
平成26年12月24日条例第127号	平成27年3月20日条例第34号
〔第60次改正〕	〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例第1条・第 2条による改正〕
平成28年3月15日条例第5号	平成28年3月31日条例第24号
〔第61次改正〕	〔地方公務員法及び地方教育行政の組 織及び運営に関する法律の一部改正に 伴う関係条例の整理に関する条例第9 条による改正〕
平成28年3月31日条例第30号	平成28年3月31日条例第74号
〔行政不服審査法の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例第2条による改 正〕	〔第62次改正〕
平成28年12月22日条例第111号	平成29年12月18日条例第75号
〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例第1条・第2 条による改正〕	〔第63次改正〕
平成30年3月30日条例第39号	平成30年12月25日条例第69号
〔第64次改正〕	〔第65次改正〕
令和元年10月16日条例第22号	令和元年10月16日条例第23号
〔地方公務員法及び地方自治法の一部 改正に伴う関係条例の整備に関する条 例第16条による改正〕	〔北海道職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例第7条による改正〕
令和元年12月20日条例第41号	令和2年3月31日条例第10号
〔第66次改正〕	〔北海道職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例第2条による改正〕
令和2年11月30日条例第94号	令和3年11月30日条例第43号
〔第67次改正〕	〔第68次改正〕
令和4年12月27日条例第42号	令和4年12月27日条例第54号
〔地方公務員法等の一部改正に伴う関係 条例の整備に関する条例第18条による改 正〕	〔第69次改正〕

北海道地方警察職員の給与に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、この条例を制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、北海道警察に勤務する警察法第56条第2項に規定する地方警察職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年条例24号〕

(給与の支払)

第2条 給与（退職手当を含む。次項及び次条において同じ。）は、第4条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

- 2 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

一部改正〔昭和62年条例42号〕

(給与からの控除)

第2条の2 給与の支払に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- (1) 公宅料並びに職員が住宅を取得するための道の貸付金に係る償還金及び利息
- (2) 一般財団法人北海道警察職員互助会（昭和47年9月20日に財団法人北海道警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）の会費、貸付金に係る償還金及び利息並びに商品代金の立替えに係る返済金並びに同会が取り扱う団体保険の保険料
- (3) 警察職員生活協同組合の共済事業の共済掛金  
追加〔昭和59年条例79号〕、一部改正〔昭和62年条例42号・平成20年91号・21年15号・25年35号〕

(給料)

第3条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 給料は、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条まで及び第8条第1項の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例の定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第14条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

- 2 制服（警察官及び交通巡視員に支給されるものを除く。）、食事その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は宿舍が無料で貸与される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額を、その職員の給料から控除する。

一部改正〔昭和31年条例77号・32年58号・33年84号・35年44号・66号・38年48号・39年65号・42年54号・45年54号・76号・平成元年73号・3年46号・10年3号・18年52号〕

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 公安職給料表（別表第1）
- (2) 行政職給料表（別表第2）
- (3) 海事職給料表（別表第3）
- (4) 研究職給料表（別表第4）
- (5) 医療職給料表（別表第5）

- 2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第25条第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類する。
- 4 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

全部改正〔昭和32年条例58号〕、一部改正〔昭和35年条例66号・60年46号・平成19年37号・

28年74号・令和元年22号]

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 職員の職務の級は、前条第4項の規定による職務の級の分類基準及び人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

10 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一部改正〔昭和32年条例58号・35年66号・53年26号・60年46号・平成6年27号・13年9号・15年32号・17年19号・18年52号・19年69号・21年15号・26年80号・28年74号・令和元年41号・4年42号〕

(給料の支給方法)

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、その給料の支給日は、人事委員会規則で定める。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

一部改正〔平成10年条例3号・12年139号・21年15号・23年28号〕

(給料の調整額)

- 第9条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25の金額を超えてはならない。

一部改正〔昭和32年条例58号・60年46号〕

(初任給調整手当)

- 第10条 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

全部改正〔昭和35年条例66号〕、一部改正〔昭和36年条例76号・53年53号〕

(扶養手当)

- 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項及び次条において「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条において「行政9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。
- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条第3項第4号及び第6号において「行政8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び次条第3項第7号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

一部改正〔昭和41年条例50号・44年57号・46年60号・47年56号・48年61号・49年58号・50年42号・51年72号・52年43号・53年53号・54年39号・55年83号・56年56号・57年23号・58年36号・59年79号・60年46号・61年54号・63年71号・平成3年46号・4年83号・5年43号・6年67号・7年46号・8年50号・9年83号・10年57号・12年139号・14年83号・15年69号・17年123号・19年37号・20年71号・28年111号・30年69号〕

- 第12条 新たに職員となった者に扶養親族（行政9級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政9級以上職員等から行政9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を北海道警察本部長（以下「本部長」という。）に届け出なけ

ればならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行政9級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政9級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政9級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政9級以上職員等から行政9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政9級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政9級以上職員等以外の職員から行政9級以上職員等となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政9級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政9級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある行政9級以上職員等が行政9級以上職員等以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級以上職員等以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政9級以上職員等以外のものが行政9級以上職員等となった場合
  - (6) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政8級職員等及び行政9級以上職員等以外のものが行政8級職員等となった場合
  - (7) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

一部改正〔昭和32年条例58号・38年48号・40年52号・44年57号・49年58号・平成5年43号・9年83号・20年71号・28年111号・30年69号〕

（地域手当）

第12条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する部局で人事委員会規則



で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

追加〔昭和42年条例53号〕、一部改正〔昭和45年条例76号・56年56号・60年46号・平成4年83号・18年52号・27年34号〕

### 第12条の3 削除

削除〔平成24年条例76号〕

(住居手当)

第12条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万3,000円を超える家賃を支払っている職員（職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため道が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（以下「公宅」という。）を有料で貸与され、公宅料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）

(2) 第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（公宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万3,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万4,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万3,000円を控除した額

イ 月額2万4,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万4,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

全部改正〔昭和47年条例56号〕、一部改正〔昭和48年条例61号・49年58号・50年42号・51年72号・52年43号・54年39号・56年56号・58年36号・59年79号・60年46号・62年42号・63年71号・平成2年40号・4年83号・5年43号・7年46号・9年83号・15年69号・20年71号・21年99号・令和元年41号〕

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この項、次項第4号及び第7項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常

例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第4号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 支給単位期間につき、2,000円（通勤距離が人事委員会規則で定める距離を超える場合にあっては、前項第1号に掲げる職員が受ける通勤手当の額を考慮して2,000円に人事委員会規則で定める額を加算した額）
  - (3) 前項第2号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。） 支給単位期間につき、前号に定める額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額
  - (4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号若しくは前号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号又は前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号若しくは前号に定める額
- 3 部局を異にする異動又は在勤する部局の移転に伴い、所在する地域を異にする部局に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は部局の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当

程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

全部改正〔昭和33年条例84号〕、一部改正〔昭和36年条例76号・38年48号・39年82号・40年52号・41年50号・42年54号・43年43号・44年57号・45年76号・47年56号・48年61号・49年58号・50年42号・51年72号・52年43号・53年53号・54年39号・55年83号・56年56号・58年36号・59年79号・60年46号・62年42号・平成元年73号・3年46号・7年46号・8年50号・13年9号・15年69号・21年15号・24年76号・令和4年42号〕

（単身赴任手当）

第13条の2 部局を異にする異動又は在勤する部局の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は部局の移転の直前の住居から当該異動又は部局の移転の直後に在勤する部局に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する部局に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、3万円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する部局に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

追加〔平成元年条例73号〕、一部改正〔平成5年条例43号・10年57号・27年34号〕

（特殊勤務手当）

第14条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

全部改正〔昭和38年条例48号〕

（特地勤務手当等）

第14条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する部局として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地部局」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

3 特地部局が第12条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

全部改正〔昭和45年条例76号〕、一部改正〔平成18年条例52号〕

第14条の3 職員が部局を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する部局が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する部局又はその移転した部局が特地部局又は人事委員会が指定するこれらに準ずる部局（以下「準特地部局」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、当該異動又は部局の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は部局の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地部局又は準特地部局に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地部局又は準特地部局に該当することとなつた部局に在勤する職員でその特地部局又は準特地部局に該当することとなつた日前3年以内に当該部局に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

追加〔昭和45年条例76号〕、一部改正〔平成9年条例83号〕

（給与の減額）

第15条 職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第11条第1項の規定により同項に規定する代休日（以下この条において「代休日」という。）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）の場合、勤務時間等条例第12条に規定する年次有給休暇又は特別休暇（人事委員会規則で定めるものに限る。）の場合その他その勤務しないことにつき本部長の承認のあつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、給料の月額（初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当（前条の規定による手当を含む。）又は寒冷地手当を受ける職員にあつては、これらの手当の月額の合計額の範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間（以下「1週間当たりの勤務時間」という。）に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、傷病（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第26条第1項において同じ。）によるものを除く。）の療養のため勤務時間等条例第12条に規定する病気休暇の承認を受けた職員については、人事委員会規則で定めるところにより、当該病気休暇の最初の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、日割りをもって給料の半額を減ずる。

一部改正〔昭和38年条例48号・41年6号・平成2年40号・6年67号・10年3号・13年9号・18年52号・22年26号・23年28号・29年75号〕

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に

100分の25を加算した割合)を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項、第4条又は第8条第2項の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、常時勤務に服することを要する職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるものに限る。)には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。
  - 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間(以下「正規の勤務時間外の時間」という。)及び勤務時間等条例第5条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委員会規則で定めるものを除く。以下「割振り変更前の勤務時間を超える時間」という。)の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあつては100分の50を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。
  - 5 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額に相当する金額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
  - 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。  
一部改正〔昭和31年条例77号・平成5年43号・10年3号・13年9号・21年14号・22年26号・令和4年42号〕

(休日勤務手当)

第17条 祝日法による休日等(勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間等条例第4条、第5条及び第8条第2項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定

める割合を乗じて得た額に相当する金額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

全部改正〔平成10年条例3号〕

(夜間勤務手当)

第18条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25に相当する金額を夜間勤務手当として支給する。

一部改正〔昭和31年条例77号〕

(宿日直手当)

第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、第16条及び第17条の規定にかかわらず、その勤務1回につき、4,400円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直又は日直にあつては、7,400円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務を主として行う場合にあつては、1万1,100円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

一部改正〔昭和31年条例77号・36年32号・37年3号・38年48号・39年82号・42年54号・44年57号・45年76号・48年61号・49年58号・51年72号・61年54号・平成3年46号・4年68号・83号・6年67号・7年46号・8年50号・9年83号・10年3号・57号・11年82号・30年69号〕

(管理職手当)

第19条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)に対し支給する。

2 管理職手当の月額、管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

追加〔昭和31年条例77号〕、一部改正〔昭和41年条例50号・42年10号・平成3年46号・19年37号〕

(管理職員特別勤務手当)

第19条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした場合にあつては、当該人事委員会規則で定める額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

追加〔平成3年条例46号〕、一部改正〔平成10年条例3号・19年37号・27年34号〕

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第20条 第16条から第18条までの規定は、管理職員には適用しない。

一部改正〔昭和31年条例77号・36年76号・42年10号・平成3年46号・10年3号〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額(初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当(第14条の3の規定による手当を含む。))又は寒冷地手当を受ける職員にあつては、これらの手当の月額の合計額の範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間

を減じたもので除して得た額とする。

全部改正〔平成6年条例67号〕、一部改正〔平成10年条例3号・18年52号・22年27号・29年75号〕

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3まで及び附則第28項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第22条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の4第2項第1号及び第2号並びに附則第32項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第28項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

一部改正〔令和4年条例42号〕

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定によりその職を失った職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

追加〔平成9年条例68号〕、一部改正〔令和元年条例23号〕

第22条の3 本部長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。



- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。
- 3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を官報に掲載することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲載された日から起算して2週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 本部長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、本部長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 本部長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

追加〔平成9年条例68号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

（勤勉手当）

- 第22条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第28項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本部長又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
    - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第28項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100



分の120) を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 (特定幹部職員にあっては、100分の57.5) を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第22条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条の4第3項」と「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

追加〔昭和53年条例53号〕、一部改正〔昭和60年条例46号・平成元年73号・2年40号・9年68号・13年9号・81号・14年83号・17年123号・18年52号・21年99号・22年26号・56号・26年127号・28年5号・74号・111号・29年75号・30年69号・令和元年23号・41号・4年42号・54号〕

(寒冷地手当)

- 第23条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において北海道に在勤する職員(常時勤務に服する職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。)に支給する。
- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級地	26,060円	14,400円	10,220円
2 級地	23,080円	12,900円	8,700円
3 級地	22,260円	12,700円	8,500円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第13条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(人事委員会規則で定めるものを除く。)及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものを含まないものとする。

- 3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 第15条ただし書の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
- (2) 前号に掲げる職員のほか、地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員その他の人事委員会規則で定める職員 零
- 4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項又は第26条第2項、第3項若しくは第5項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とする。
- (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定める場合

- 5 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第7のとおりとする。
- 6 第2項から前項までに規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 7 北海道外に在勤する職員について、本部長が他の職員との権衡を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。この場合における寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、支給対象職員の例による。

全部改正〔平成16年条例109号〕、一部改正〔平成19年条例37号・22年56号・27年34号・28年74号〕

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第24条 第6条第2項から第9項まで、第10条から第12条まで、第14条の2、第14条の3及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

全部改正〔平成13年条例9号〕、一部改正〔平成24年条例76号・25年77号・令和4年42号〕

（会計年度任用職員の給与等）

第25条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬
  - (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当
- 2 前項各号に掲げる職員には、同項に定めるもののほか、期末手当を支給することができる。
  - 3 第1項第1号に掲げる職員には、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して本部長が定めるところにより、費用弁償として、通勤又は公務のための旅行に要する費用に相当する額を支給する。
  - 4 第1項各号に掲げる職員に係る給与の額については、当該職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに勤務の特殊性に応じ、かつ、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で本部長が定めるものとする。
  - 5 第1項第1号の報酬は、日額、月額又は勤務1時間当たりの額で支給する。
  - 6 前各項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる職員に係る給与の支給方法等に関し必要な事項は、本部長が定める。

全部改正〔令和元年条例22号〕、一部改正〔令和2年条例10号〕

（退職者の給与）

第26条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患その他人事委員会規則で定める疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、人事委員会規則で定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は前項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。

る。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第22条の2及び第22条の3の規定を準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは、第26条第6項」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和32年条例58号・35年44号・36年32号・38年48号・39年65号・40年52号・41年6号・42年54号・43年43号・45年76号・47年16号・53年53号・平成2年40号・9年68号・13年54号・18年52号・令和元年23号〕

(この条例の施行に関し必要な事項)

- 第27条 この条例に定めるもののほか、給与の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一部改正〔昭和45年条例76号〕

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。  
一部改正〔令和4年条例42号〕
- 2 未帰還職員の給与の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 警察法施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が職員となった場合においてはその職員に、この条例の規定により定められたその者の給料月額が昭和29年4月1日（昭和29年4月2日以後従前の国家地方警察又は自治体警察の職員となった者についてはその職員となった日）現在において受けていた給料月額に達しない場合において、その調整のため、警察法施行令（昭和29年政令第151号）で定める基準に従い、別に条例で定めるところにより、手当を支給する。
- 4 この条例の規定により人事委員会規則で定める事項については、その人事委員会規則で定められるまでの間は、警察庁職員の例によるものとする。
- 5 北海道警察に勤務する者で地方公務員法第57条に規定する単純な労務に従事するものについては、別に条例が制定実施されるまでは、この条例を適用する。
- 6 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を、次のように改正する。  
第23条中「職員」の下に「及び北海道警察に勤務する警察法第56条第2項に規定する地方警察職員」を加える。
- 7 管理職手当を支給される職員（給料月額の100分の16以上の割合による管理職手当の支給を受ける職員に限る。）の管理職手当の月額は、平成11年8月1日から平成12年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。  
全部改正〔平成11年条例36号〕
- 8 管理職手当を支給される職員（前項に規定する職員を除く。）の管理職手当の月額は、平成11年11月1日から平成12年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。  
追加〔平成11年条例48号〕
- 9 平成11年12月の期末手当及び勤勉手当の額は、第22条第2項及び第22条の4第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。  
追加〔平成11年条例48号〕
- 10 平成11年度に限り、第22条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の25」とする。  
追加〔平成11年条例82号〕
- 11 第22条及び前項の規定により平成12年3月に支給を受けるべき期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、これらの規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。
- (1) 前項中「100分の25」とあるのを「100分の50」と読み替えることとした場合に第22条及び同項の規定により平成12年3月に支給を受けることとなる期末手当の額
- (2) 附則第9項の規定を適用しないものとした場合に平成11年12月に支給を受けることとなる期末手当の額に190分の25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた額。次項に規定する本部長が定める職員にあっては、これに相当する額として別に本部長が定める額)

追加〔平成11年条例82号〕

- 12 第22条の規定により平成12年3月の期末手当の支給を受ける職員のうち、平成11年12月の期末手当の支給を受けなかった職員（本部長が定める職員を除く。）については、附則第10項中「100分の25」とあるのを「100分の50」とし、前項の規定は適用しない。

追加〔平成11年条例82号〕

- 13 管理職手当の月額、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

追加〔平成12年条例86号〕

- 14 平成12年6月から平成15年3月までの期末手当及び勤勉手当の額は、第22条第2項及び第3項、第22条の4第2項並びに次項の規定にかかわらず、同項の規定による額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 給料月額の100分の16以上の割合による管理職手当の支給を受けるべき職にある職員及び当該職員との権衡上必要があると認められるものとして本部長が別に定める職員 100分の90

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の92.5

追加〔平成12年条例86号〕、一部改正〔平成13年条例9号・81号〕

- 15 平成14年3月から平成15年3月までの期末手当及び勤勉手当の額は、第22条第2項及び第3項並びに第22条の4第2項の規定にかかわらず、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第81号）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第2項及び第3項並びに第22条の4第2項の規定による額とする。

追加〔平成13年条例81号〕

- 16 給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条の規定により定められる額とする。

追加〔平成15年条例32号〕

- 17 管理職手当の月額、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

追加〔平成15年条例32号〕

- 18 給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条の規定により定められる額とする。

追加〔平成18年条例52号〕

- 19 管理職手当の月額、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

追加〔平成18年条例52号〕

- 20 平成18年6月から平成19年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第22条第5項（第22条の4第4項において準用する場合を含む。）中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」とあるのは、

「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額」とする。

追加〔平成18年条例52号〕

- 21 前項の規定により読み替えられた第22条第5項の規定の適用を受けることとなる職員の平成18年6月から平成19年12月までの期末手当及び勤勉手当の額は、同条第2項及び第3項並びに第22条の4第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。

追加〔平成18年条例52号〕

- 22 給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条（第2項、第3項、第5項及び第10項にあつては、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第28項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の92.5（管理職員及び管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員にあつては、100分の91）を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条及び第6条の規定により定められる額とする。

追加〔平成20年条例71号〕、一部改正〔平成22年条例56号〕

- 23 管理職手当の月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

追加〔平成20年条例71号〕

- 24 平成20年6月から平成23年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額並びに附則第28項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額については、第22条第5項（第22条の4第4項において準用する場合及び育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第28項第3号及び第4号中「割合を乗じて得た額（）」とあるのは、「割合を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額（）」とする。

追加〔平成20年条例71号〕、一部改正〔平成22年条例56号〕

- 25 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第2項及び第3項並びに第22条の4第2項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、第22条の4第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の82.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

追加〔平成21年条例61号〕

- 26 平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間における附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

追加〔平成21年条例99号〕

- 27 附則第24項の規定は、職員（管理職員及び管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員を除く。）に対し平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。

追加〔平成21年条例99号〕

- 28 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達し

た日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第15条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条ただし書の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額（当該特定職員が同条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第30項から第32項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第31項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条の4第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第32項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第32項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 第26条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 第26条第1項 前各号に定める額
  - イ 第26条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

- ウ 第26条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第26条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第26条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

給料表	職務の級
公安職給料表	7級
行政職給料表	6級
研究職給料表	5級
医療職給料表	6級

追加〔平成22年条例56号〕、一部改正〔平成27年条例34号〕

- 29 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

追加〔平成22年条例56号〕

- 30 附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「減額支給対象職員」という。）についての第15条本文の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合において、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

追加〔平成22年条例56号〕

- 31 附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合において、給料月額減額基礎額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

追加〔平成22年条例56号〕

- 32 附則第28項の規定が適用される間、第22条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合において、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

追加・一部改正〔平成22年条例56号〕、一部改正〔平成26年条例127号・28年5号・111号・29年75号〕

- 33 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

追加〔平成22年条例56号〕

- 34 附則第24項の規定は、平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。  
追加〔平成22年条例56号〕
- 35 平成23年12月1日から平成24年3月31日までの間における附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

追加〔平成23年条例55号〕

- 36 給料月額、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条（第2項、第3項、第5項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第28項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条及び第6条の規定により定められる額とする。

職員の区分	期間の区分		
	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
1 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員	100分の91	100分の91	100分の92
2 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員	100分の91	100分の91.3	100分の92.6
3 30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員（前2号に掲げる職員を除く。）	100分の96	100分の96	100分の98
4 前3号に掲げる職員以外の職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の97.1

追加〔平成24年条例76号〕、一部改正〔平成26年条例80号〕

- 37 管理職手当の月額、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

(1) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間 100分の80

(2) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間 100分の90(規則で定める管理職員にあっては、100分の92)

追加〔平成24年条例76号〕、一部改正〔平成26年条例80号〕

- 38 平成24年6月から平成25年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額並びに附則第28項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額については、第22条第5項（第22条の4第4項におい



て準用する場合及び育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに附則第28項第3号及び第4号中「割合を乗じて得た額(」とあるのは、「割合を乗じて得た額に4分の3(附則第36項の表第1号及び第2号に掲げる職員にあっては、3分の2)を乗じて得た額(」とする。

追加〔平成24年条例76号〕、一部改正〔平成26年条例80号〕

- 39 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における附則第36項の規定の適用については、同項の表第1号の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの欄中「100分の91」とあるのは「100分の90.23」と、同表第3号の同欄中「100分の96」とあるのは「100分の95.23」と、同表第4号の同欄中「100分の95.5」とあるのは「100分の92.85」とする。

追加〔平成25年条例35号〕

- 40 次の各号に掲げる職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、第22条第2項(同条第3項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年北海道条例第121号)第6条第2項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)第9条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項(育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第5項(第22条の4第4項において準用する場合及び育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))並びに第22条の4第2項及び第3項(育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))並びに附則第28項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、附則第38項の規定は、適用しない。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は5級であるもの(規則で定める管理職員に限る。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれらに相当する職員として規則で定めるもの 100分の90.23
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(前号の規則で定める管理職員を除く。))又は4級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれらに相当する職員として規則で定めるもの 100分の91.8
- (3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるもの 100分の95.4

追加〔平成25年条例35号〕

- 41 平成25年4月1日から同年6月30日までの間における附則第36項の規定の適用については、同項の表第3号の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの欄中「100分の96」とあるのは「100分の96.5」と、同表第4号の同欄中「100分の95.5」とあるのは「100分の96」とする。

追加〔平成25年条例77号〕

- 42 附則第38項の規定は、平成25年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。

追加〔平成25年条例77号〕

- 43 次の各号に掲げる職員の給料月額、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条(第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))並びに附則第28項及び第45項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第45項の規定により定められる額とする。

- (1) 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の93
- (2) 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の97

追加〔平成28年条例74号〕

- 44 管理職手当の月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第19条の2第2

項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の90（規則で定める管理職員にあっては、100分の92）を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

追加〔平成28年条例74号〕

- 45 当分の間、医師である技術職員の給与の支給に関しては、北海道職員の給与に関する条例別表第4アの医療職給料表(1)と同一の給料表の定め及び同条例別表第5エの医療職給料表(1)等級別基準職務表と同一の等級別基準職務表の定めがあるものとして、この条例の規定を適用するものとする。

追加〔平成28年条例74号〕

- 46 前項に規定する職員の初任給調整手当及び地域手当の支給に関しては、同項に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける北海道職員の例による。

追加〔平成28年条例74号〕

- 47 次の各号に掲げる職員の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条（第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第45項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第45項の規定により定められる額とする。

(1) 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の96

(2) 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の98.5

追加〔平成30年条例39号〕

- 48 規則で定める管理職員の管理職手当の月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の92を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

追加〔令和4年条例42号〕

- 49 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第51項及び第53項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

追加〔令和4年条例42号〕

- 50 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員及び常時勤務に服することを要しない職員

(2) 北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(3) 北海道職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 北海道職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員

追加〔令和4年条例42号〕

- 51 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第55項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第49項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び附則第53項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当

該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第49項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

追加〔令和4年条例42号〕

52 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

追加〔令和4年条例42号〕

53 警察法第56条の4第1項本文の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が当該任命の日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表に定める俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第49項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

追加〔令和4年条例42号〕

54 附則第52項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第52項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

追加〔令和4年条例42号〕

55 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第49項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第51項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第52項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

追加〔令和4年条例42号〕

56 附則第51項、第53項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第49項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第51項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

追加〔令和4年条例42号〕

57 附則第51項、第53項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第22条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第51項、第53項、第55項又は第56項の規定による給料の額との合計額」とする。

追加〔令和4年条例42号〕

58 附則第49項から前項までに定めるもののほか、附則第49項の規定による給料月額、附則第51項及び第53項の規定による給料その他附則第49項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

追加〔平成30年条例39号〕

附 則（昭和30年3月30日条例第18号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年12月1日から適用する。

附 則（昭和31年10月27日条例第77号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

附 則（昭和32年9月1日条例第58号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

改正	昭和34年10月31日条例第47号	昭和35年12月22日条例第66号
	昭和36年8月1日条例第56号	昭和36年12月22日条例第76号
	昭和37年12月22日条例第59号	昭和38年12月20日条例第48号
	昭和39年12月21日条例第82号	昭和40年12月25日条例第52号
	昭和42年12月25日条例第54号	昭和43年12月26日条例第43号
	昭和45年12月23日条例第76号	

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第12条第2項にただし書を加える規定を除くほか、昭和32年4月1日から適用する。  
（給料の切替及びその切替に伴う措置）
- 2 昭和32年4月1日（以下「切替日」という。）において切り替えられる地方警察職員（以下「職員」という。）の給料月額（以下「切替給料月額」という。）は、改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の適用により同年3月31日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）に対応する附則別表第1から附則別表第3までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表（その者がその条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなった改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の別表第1から別表第3までに掲げる給料表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。
- 3 旧給料月額が、切替表の期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第5項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額）をその者の切替給料月額とする。
- 4 前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を受ける期間（附則第5項の規定により通算される期間を含む。）が昭和32年7月1日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年10月1日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第2項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。
- 5 改正後の条例第6条第5項及び第7項の規定の適用については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間（その期間がその給料月額について改正前の条例第6条第4項各号に定める期間の最短期間を超えるときは、その最短期間）に3月（切替日の前日における給料月額を受けていた期間が3月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、6月）を加えた期間を切替給料月額を受ける期間に通算する。
- 6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第2項の規定に基づき切替給料月額を決定された者については、前項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。
- 7 前2項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間を超える場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の条例第6条第5項に規定する昇給期間をその超える部分に相当する期間短縮する。
- 8 附則第2項又は附則第4項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、人事委員会規則の定めるところによる。
- 9 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和32年10月30日までに新たに給料表の適用を受ける職員となった者のその職員となった日における職

務の等級は、同年同月31日までに決定することができる。

- 10 附則第2項、附則第3項及び附則第5項の規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が切替日の前日において受けていた給料月額、改正前の条例に従って定められたものでなければならない。
- 11 切替日において給料の切替を受ける職員のうち、北海道地方警察職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例（昭和31年北海道条例第41号。以下附則第15項において「特例条例」という。）を適用しなかったものとした場合において、昭和31年7月1日から昭和32年3月31日までの間に改正前の条例第6条第4項の規定により昇給すべきであった者については、当該昇給が行われたものとした場合にその職員が昭和32年3月31日において受けるべきこととなる給料月額を旧給料月額とみなして附則第2項から前項までの規定を適用する。
- 12 前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、同項の規定により旧給料月額とみなす給料月額に昇給していたならば当該給料月額を受けていたこととなるべき期間を附則第5項に規定する切替日の前日における給料月額を受けていた期間とみなして同項の規定を適用する。
- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（給料月額の特例）

- 14 切替日において給料の切替を受けた職員に支給すべき給料月額は、次の各号の区分により、切替日以後当該各号に定める期間中は、改正後の条例の別表第1から別表第3までの給料表の規定にかかわらず、改正後の条例の給料表に規定する給料月額の号俸の給料を受ける職員（1号俸の給料を受ける者を除く。）にあってはそれぞれ当該給料表の当該号俸の1号下位の号俸の給料月額とし、その他の職員にあっては附則第2項から附則第4項までの規定によって決定された給料月額から人事委員会の定める額を減じた額とする。

（1）旧給料月額が1万5,100円以下であった職員 3月

（2）旧給料月額が1万5,600円以上3万6,700円以下であった職員 6月

（3）旧給料月額が3万8,100円以上であった職員 9月

- 15 前項の規定により支給すべき給料月額が昭和33年3月31日における給料月額に満たない場合における同項の規定の適用に関する特例及び特例条例の適用を受けた者とその適用を受けなかった者との間における権衡を保持するため必要な措置については、別に北海道公安委員会規則で定める。
- 16 前2項の規定の適用を受けた職員が死亡し、又は退職した場合において、死亡又は退職の日から起算して1年前までの間に附則第14項各号の期間（前項の規定によりその特例が定められたものを含む。）を含む者については、前2項の規定は適用がなかったものとし、その差額を支給するものとする。

（差額の支給）

- 17 この条例の施行の日の前日における改正前の条例の規定による職員の給料及び勤務地手当の合計額（以下この項において「旧給与月額」という。）が同日における改正後の条例の規定によるその者の給料及び暫定手当の月額合計額（以下この項において「新給与月額」という。）を超えるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては、人事委員会の定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。その差額の支給方法については、人事委員会規則で定める。

一部改正〔昭和34年条例47号・35年66号・36年56号・37年59号・39年82号・40年52号・42年54号・45年76号〕

（給与の内払）

- 18 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて既に職員に支払われた切替日以降の期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

一部改正〔昭和34年条例47号・35年66号・36年56号・37年59号・39年82号・40年52号・42年54号・45年76号〕

（旅費の支給の暫定措置）

- 19 北海道職員の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）について、この条例の施行に伴う改正が行われるまでの間の同条例に基づく旅費の支給に関しては、この条例施行の日の前日から引き続き在職する職員についてはこの条例施行の日の前日においてその者につき定まっていた改正

前の条例による職務の級にあるものとみなし、この条例施行の日以後新たに職員となった者については改正前の条例の例によりその者が新たな職員となった日における仮の職務の級を決定し、それぞれ同条例の規定を適用する。

一部改正〔昭和34年条例47号・35年66号・36年56号・37年59号・39年82号・40年52号・42年54号・45年76号〕

(特例条例の廃止)

20 北海道地方警察職員の給与に関する条例の臨時条例に関する条例（昭和31年北海道条例第41号）は、廃止する。

一部改正〔昭和34年条例47号・35年66号・36年56号・37年59号・39年82号・40年52号・42年54号・45年76号〕

附則別表第1

公安職給料表及び行政職給料表の適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
4,900	5,400	
5,000	5,500	
5,100	5,600	
5,200	5,700	
5,300	5,800	
5,400	5,900	
5,500	6,100	6
5,600	6,100	
5,700	6,300	6
5,800	6,300	
5,900	6,600	6
6,050	6,600	
6,200	7,000	6
6,400	7,000	
6,600	7,400	6
6,900	7,400	
7,200	8,000	6
7,500	8,000	
7,800	8,600	6
8,100	8,600	
8,400	9,200	6
8,700	9,200	
9,000	9,800	6
9,300	9,800	
9,600	10,600	6
10,000	10,600	
10,400	11,400	6
10,800	11,400	
11,200	12,300	6
11,600	12,300	
12,100	13,300	6
12,600	13,300	
13,100	14,300	6
13,600	14,300	

14,100	15,300	6
14,600	15,300	
15,100	16,300	6
15,600	17,300	9
16,300	17,300	
17,000	18,300	3
17,700	19,300	6
18,400	20,300	9
19,100	20,300	3
19,800	21,400	9
20,500	21,400	
21,200	22,600	6
22,000	23,800	9
22,800	23,800	
23,600	25,000	3
24,400	26,200	6
25,300	27,500	9
26,200	27,500	
27,300	28,900	3
28,400	30,300	6
29,500	32,000	9
30,600	32,000	
31,700	33,700	3
32,800	35,400	6
33,900	37,100	9
35,300	37,100	
36,700	38,800	3
38,100	40,500	6
39,600	42,200	6
41,100	44,400	9
42,700	44,400	
44,300	46,600	3
45,900	48,800	6
47,500	51,000	9
49,100	51,000	
50,700	53,200	3
52,300	55,400	
53,900	55,400	
55,500	57,600	
57,300	60,000	
59,100	62,400	
60,900	62,400	

附則別表第2

公安職給料表の適用を受ける職員が旧給料月額が7,500円以下のものの切替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
6,400	7,300	
6,600	7,700	6

6,900	7,700	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第3

海事職給料表の適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
5,400	5,900	
5,500	6,100	6
5,600	6,100	
5,700	6,400	6
5,800	6,400	3
5,900	6,400	
6,050	6,800	6
6,200	6,800	
6,400	7,400	6
6,600	7,400	3
6,900	7,400	
7,200	8,000	6
7,500	8,000	
7,800	8,600	6
8,100	8,600	
8,400	9,200	6
8,700	9,200	
9,000	10,000	6
9,300	10,000	3
9,600	10,800	9
10,000	10,800	3
10,400	11,800	9
10,800	11,800	6
11,200	11,800	
11,600	12,800	6
12,100	12,800	
12,600	13,800	6
13,100	13,800	
13,600	14,800	6
14,100	14,800	
14,600	15,800	6
15,100	15,800	
15,600	16,800	3
16,300	18,000	9
17,000	18,000	
17,700	19,200	6
18,400	20,400	9
19,100	20,400	3
19,800	21,600	9
20,500	21,600	3
21,200	22,800	9



22,000	22,800	
22,800	24,200	6
23,600	25,600	9
24,400	25,600	
25,300	27,000	3
26,200	28,400	6
27,300	29,800	9
28,400	29,800	
29,500	31,200	3
30,600	32,600	6
31,700	34,200	9
32,800	34,200	
33,900	35,800	
35,300	37,400	3
36,700	39,000	6

附 則（昭和33年11月1日条例第84号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年10月31日条例第47号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、昭和34年10月1日から適用する。

（昭和34年9月30日までの間の給料月額）

- 2 北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第1から別表第3までに掲げる給料表（以下「給料表」という。）の昭和34年4月1日から同年9月30日までの間における適用については、給料表の給料月額欄に掲げる額は、この条例の附則別表第1から附則別表第3までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

（給料表の改正に伴う措置）

- 3 昭和34年3月31日又は同年9月30日において条例第6条第7項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の同年4月1日又は同年10月1日における給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。
- 4 前項の規定により昭和34年4月1日又は同年10月1日における給料月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の条例第6条第7項ただし書の規定による昇給については、その者の同年3月31日又は同年9月30日における給料月額を受けていた期間を前項の規定により決定される同年4月1日又は同年10月1日における給料月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

（給与の内払）

- 5 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて既に職員に支払われた昭和34年4月1日からこの条例の施行の日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第1

公安職給料表及び行政職給料表の給料月額欄に掲げる額（附則別表第3に掲げるものを除く。）の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
5,600	5,300
5,700	5,400
5,810	5,500
5,910	5,600
6,120	5,800

6,320	6,000
6,530	6,200
6,730	6,400
6,830	6,500
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,850	9,400
10,680	10,200
11,210	10,700
11,950	11,400
12,680	12,100
13,530	12,900
14,470	13,800
15,420	14,700
16,370	15,600
17,310	16,500
18,260	17,400
19,210	18,300
20,260	19,300
21,300	20,300
22,460	21,400
23,710	22,600
24,970	23,800
26,220	25,000
27,480	26,200
28,840	27,500
30,310	28,900
31,770	30,300
33,550	32,000
35,330	33,700
37,110	35,400
38,890	37,100
40,670	38,800
42,450	40,500
44,230	42,200
46,540	44,400
48,840	46,600
51,150	48,800
53,450	51,000
55,750	53,200
58,060	55,400
60,360	57,600
62,870	60,000
65,390	62,400

附則別表第2

海事職給料表の給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
6,330	6,000
6,730	6,400
7,150	6,800
7,570	7,200
8,200	7,800
8,820	8,400
9,450	9,000
10,080	9,600
11,120	10,600
12,260	11,700
13,400	12,800
14,150	13,500
15,000	14,300
15,840	15,100
16,790	16,000
17,740	16,900
18,890	18,000
20,150	19,200
21,410	20,400
22,660	21,600
23,920	22,800
25,390	24,200
26,850	25,600
28,320	27,000
29,780	28,400
31,250	29,800
32,720	31,200
34,180	32,600
35,860	34,200
37,530	35,800
39,210	37,400
40,880	39,000

附則別表第3

公安職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8,090	7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附 則（昭和35年8月1日条例第44号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第14条の2の規定及び別表第1から別表第3までの改正規定並びに附則第2項から附則第8項までの規定は、昭和35年4月1日から適用する。
- 2 昭和35年3月31日において北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第6条第7項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の同年4月1日における給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。
- 3 前項の規定により昭和35年4月1日における給料月額を決定される職員の同日以降における最初の給与条例第6条第7項ただし書の規定による昇給については、その者の同年3月31日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年4月1日における給料月額を受ける期間に通算する。
- 4 この条例の施行前に改正前の給与条例の規定に基づいて既に支払われた昭和35年4月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 昭和35年3月31日における北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の特殊勤務手当条例」という。）の規定による職員のへき地手当の月額がこの条例の施行により同年4月1日において改正後の給与条例第14条の2の規定により受けることとなるその者の隔遠地手当の月額を超えるときは、その者が同年3月31日から引き続き当該部局に勤務している間、その者の隔遠地手当の月額は、改正後の給与条例の規定による隔遠地手当の月額が同年3月31日における改正前の特殊勤務手当条例の規定によるへき地手当の月額に達するまで、その差額を改正後の給与条例の規定による隔遠地手当の月額に加算した額とする。
- 6 昭和35年3月31日において改正前の特殊勤務手当条例の規定によりへき地部局として指定されていた部局のうち、同年4月1日において改正後の給与条例の規定により隔遠地部局としての指定がなされないこととなるものに勤務する職員については、改正後の給与条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、当分の間、従前のへき地手当の額の範囲内において隔遠地手当を支給する。
- 7 昭和35年4月2日以降において当該部局の所在地の立地条件等に著しい変動が生じたときは、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定による隔遠地手当の額を調整するものとする。
- 8 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和35年12月22日条例第66号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。ただし、第1条中北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第4条、第10条及び第22条の改正規定は、昭和36年4月1日から施行する。  
（給料の切替え及び切替えに伴う措置）
- 2 昭和35年10月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において受ける号俸を受けていた月数（人事委員会の定める職員については、当該月数に人事委員会の定める月数を増減した月数）に当該号俸の直近下位の号俸から1号俸までの号俸に係る改正前の条例に規定する給料表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数（以下「切替月数」という。）を12月で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に1を加えて得た数を号数とする号俸とする。
- 3 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員のうち、その者の属していた職務の等級及びその者の号俸が、附則別表第1から附則別表第3までの切替給料表（以下「切替給料表」という。）に掲げられている職員の切替日における号俸又は給料月額は、前項の規定にかかわらず、その者の切替月数を12月で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に1を加えて得た数を号数とする切替号数を切替給料表の切替号数欄に求め、当該切替号数に応ずる同表の切替給料月額を用いて、次の各号に定めるところにより、それぞれ改

正後の条例別表の給料表（以下「新給料表」という。）の当該号俸又は給料月額に切り替えるものとする。

- (1) 新給料表の当該職務の等級に切替給料表の当該切替給料月額と同額の号俸がある場合 当該号俸
  - (2) 新給料表の当該職務の等級に切替給料表の当該切替月額と同額の号俸がない場合（次号に該当する場合を除く。） 当該切替給料月額の直近上位の額の新給料表の号俸
  - (3) 切替給料表の当該切替給料月額が新給料表の当該職務の等級の最高号俸を超える場合 人事委員会規則で定める給料月額
- 4 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。
  - 5 新給料表のうち公安職給料表及び海事職給料表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級の1等級下位の等級に切り替えられるものとし、当該職員に係る附則第2項から前項までの規定の適用については、当該職員の切替日の前日における職務の等級における号俸又は給料月額に対応する切替日において切り替えられる等級における号俸又は給料月額を用いて当該号俸又は給料月額の切替えを行うものとする。
  - 6 切替日において研究職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の等級は、切替日の前日においてその者が属していた行政職給料表の職務の等級の1等級上位の研究職給料表の等級に切り替えられるものとし、その者の切替日における号俸は、改正前の条例により切替日の前日においてその者が受けていた号俸の給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同額の給料月額の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和35年北海道条例第65号）による改正前の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）別表第4研究職給料表における当該切り替えられるものとした職務の等級の号俸（旧給料月額が2万1,300円から3万1,800円までの者にあつては、当該号俸の直近上位の号俸）があるときは、その号俸に、当該職務の等級に旧給料月額と同額の給料月額の号俸がないときは、その直近上位の額の号俸にある者とみなして、附則第2項から前項までの規定を適用して切り替えられた号俸とする。
  - 7 改正後の条例第6条第5項及び第7項の規定の適用については、附則第2項又は附則第3項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあつては、附則第2項又は附則第3項の規定により切り捨てられた端数を12月に乗じて得た月数を、附則第4項の規定により切替日における号俸又は給料月額を決定される職員にあつては、人事委員会規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第2項、附則第3項又は附則第4項の規定により決定される切替日における号俸又は給料月額を受ける期間に通算する。
  - 8 附則第3項第2号の規定により切替日における号俸を切替給料月額の直近上位の額の新給料表の号俸に決定される職員に対する改正後の条例第6条第5項及び第7項の規定の適用については、前項によるほか、当該切替給料月額とその者について決定された号俸の給料月額との差額の当該号俸の給料月額と当該号俸の直近下位の号俸の給料月額との差額に対する割合を12月に乗じて得た月数（その月数が3月に満たないときは3月とし、3月を超えるときは当該月数を3月で除して得た数を四捨五入して得られる数を3月に乗じて得た月数とする。）の期間について、切替日以後最初のその者の昇給の際のこれらの規定による当該昇給に要する期間を延伸するものとする。
  - 9 附則第3項第3号及び附則第4項の規定により切替日における号俸又は給料月額を決定される職員のうち、前項に規定する職員と同様の方法によりその号俸又は給料月額に決定される職員に対する改正後の条例第6条第5項及び第7項の規定の適用については、附則第7項によるほか、前項の規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、その昇給に要する期間を延伸するものとする。
  - 10 切替日以後この条例（附則第1項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となった者及び職務の等級又は号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額の決定及び当該号俸又は給料月額を受けることとなる期間の算定については、人事委員会規則の定めるところによる。
  - 11 昭和32年4月1日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は給料月額、附則第7項の規定により通算されることとなる期間及び附則第8項

又は附則第9項の規定により昇給に要する期間を延伸されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会規則の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

- 12 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が受けていた号俸又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。
- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- (給与の内払)
- 14 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第1

公安職給料表の適用を受ける職員の切替給料表

1 等級				2 等級				3 等級				4 等級				5 等級			
号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額
10	円 37,200	10	円 43,500	13	円 30,600	13	円 36,300	12	円 23,500	12	円 26,300	14	円 22,400	14	円 24,900	17	円 22,400	17	円 24,900
11	円 39,000	11	円 45,700	14	円 31,800	14	円 37,900	13	円 24,600	13	円 27,700	15	円 23,500	15	円 26,100	18	円 23,500	18	円 26,100
12	円 40,800	12	円 48,000	15	円 33,600	15	円 39,500	14	円 25,800	14	円 29,100	16	円 24,600	16	円 27,400	19	円 24,600	19	円 27,400
13	円 42,600	13	円 50,300	16	円 35,400	16	円 41,300	15	円 27,000	15	円 30,500	17	円 25,800	17	円 28,800	20	円 25,800	20	円 28,700
14	円 44,400	14	円 52,600	17	円 37,200	17	円 43,100	16	円 28,200	16	円 31,900	18	円 27,000	18	円 30,200	21	円 27,000	21	円 30,000
15	円 46,600	15	円 54,700	18	円 39,000	18	円 45,900	17	円 29,400	17	円 33,300	19	円 28,200	19	円 31,600	22	円 28,200	22	円 31,300
16	円 48,900	16	円 56,800	19	円 40,800	19	円 47,000	18	円 30,600	18	円 34,700	20	円 29,400	20	円 32,900	23	円 29,400	23	円 32,300
		17	円 58,900	20	円 44,600	20	円 47,000	19	円 31,800	19	円 36,100	21	円 30,600	21	円 34,200	24	円 30,600	24	円 33,100
		18	円 60,700	21	円 45,900	21	円 47,000	20	円 33,600	20	円 37,500	22	円 31,800	22	円 35,400	25	円 31,800	25	円 33,900
				22	円 48,100	22	円 48,100	21	円 38,800	21	円 38,800	23	円 31,800	23	円 36,600				
				23	円 49,000	23	円 49,000	22	円 39,800	22	円 39,800	24	円 31,800	24	円 37,700				
				24	円 49,000	24	円 49,000	23	円 39,800	23	円 39,800	25	円 31,800	25	円 37,700				

附則別表第2

行政職給料表の適用を受ける職員の切替給料表

3 等級				4 等級				5 等級				6 等級				7 等級							
号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額				
15	円 42,600	15	円 48,500	11	円 28,200	11	円 32,300	13	円 25,800	13	円 28,600	12	円 21,300	12	円 23,600	19	円 13,300	15	円 14,800				
		16	円 50,000			12	円 29,400			14	円 27,000			13	円 22,400			13	円 24,800	20	円 14,300	16	円 15,800
		17	円 51,800			13	円 30,600			15	円 28,200			14	円 23,500			14	円 26,000	21	円 15,300	17	円 16,800
					14	円 31,800	14	円 36,500	16	円 29,400	16	円 32,500	15	円 24,600	15	円 27,200	22	円 16,300	18	円 17,800			
							15	円 33,600			15	円 38,000			17	円 33,800			16	円 28,400	19	円 18,900	
							16	円 39,500			16	円 39,500			17	円 33,800			17	円 29,400	20	円 20,000	
							17	円 40,900			17	円 40,900			18	円 34,900			17	円 29,400	21	円 20,900	
							18	円 42,300			18	円 42,300			19	円 35,800			18	円 30,400	22	円 21,700	
							19	円 43,600			19	円 43,600			20	円 36,700			19	円 28,200	22	円 21,700	
							20	円 43,600			20	円 43,600			21	円 36,700			20	円 32,100	23	円 22,500	
							21	円 43,600			21	円 43,600			22	円 36,700			21	円 32,100	24	円 23,200	
							22	円 43,600			22	円 43,600			23	円 36,700			22	円 32,100	24	円 23,200	
							23	円 43,600			23	円 43,600			24	円 36,700			23	円 32,100	25	円 21,300	
							24	円 43,600			24	円 43,600			25	円 36,700			24	円 32,100	25	円 23,900	
							25	円 43,600			25	円 43,600			26	円 36,700			25	円 32,100	26	円 24,500	
							26	円 43,600			26	円 43,600			27	円 36,700			26	円 32,100	27	円 21,300	
							27	円 43,600			27	円 43,600			28	円 36,700			27	円 32,100	28	円 21,300	
							28	円 43,600			28	円 43,600			29	円 36,700			28	円 32,100	29	円 21,300	
							29	円 43,600			29	円 43,600			30	円 36,700			29	円 32,100	30	円 21,300	

附則別表第 3

海事職給料表の適用を受ける職員の切替給料表

1 等級				2 等級				3 等級			
号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額	号俸	旧給料月額	切替号数	切替給料月額
13	円 34,200	13	円 39,300	10	円 23,500	10	円 26,400	16	円 18,600	16	円 20,600
14	円 35,900	14	円 41,000	11	円 24,800	11	円 27,800	17	円 19,700	17	円 21,800
		15	円 42,700	12	円 26,100	12	円 29,200	18	円 20,900	18	円 23,100
15	円 37,600	15	円 42,700	13	円 27,400	13	円 30,600	19	円 22,200	19	円 24,400
		16	円 44,100	14	円 28,700	14	円 32,000			20	円 25,700
		16	円 44,100			15	円 33,400	20	円 23,500	20	円 25,700

16	39,300	17	45,500	15	30,000	15	33,400			21	26,800
		18	46,500			16	34,600			21	26,800
						16	34,600	21	24,800	22	27,700
				16	31,400	17	35,600			23	28,600
						18	36,600			23	28,600
								22	26,100	24	29,400
										25	30,100

附 則（昭和36年4月1日条例第32号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年8月1日条例第56号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和36年4月1日から適用する。
- 北海道地方警察職員の給与に関する条例及び改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則の規定に基づいて昭和36年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、北海道地方警察職員の給与に関する条例及び改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和36年12月22日条例第76号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

改正 昭和37年12月22日条例第59号

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。ただし、第10条の改正規定は、昭和37年4月1日から施行する。  
（給料の切替え及び切替えに伴う措置）
- 昭和36年10月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定により研究職給料表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の条例の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第1に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける者を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日において改正前の条例の規定によりその者が受ける号俸に対応する附則別表第2に掲げる号俸とする。
- 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。
- 前2項の規定により切替日における号俸又は給料月額を決定される職員で人事委員会が定めるものに対する切替日以降における最初の条例第6条第5項及び第7項の規定の適用については、人事委員会が定める期間を前2項の規定により決定される切替日における号俸又は給料月額を受ける期間に通算する。
- 切替日以後この条例（附則第1項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに研究職給料表の適用を受ける職員となった者、研究職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額について異動のあったもの及びこれらの職員以外の職員で、新たに職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸を超える給料月額を受けることとなったもの又はその受ける職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸を超える給料月額について異動のあったものの改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及び当該号俸又は給料月額を受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
- 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつ



た職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及び当該号俸又は給料月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 7 昭和35年10月1日（以下「昭和35年切替日」という。）以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は給料月額及び当該号俸又は給料月額を受けることとなる期間（附則第4項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 職員の切替日の前日において受ける号俸又は給料月額が、昭和35年切替日において、北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和35年北海道条例第66号。以下「昭和35年改正条例」という。）による改正後の条例による給料の切替えを受けた号俸又は給料月額であつて、昭和35年改正条例附則第8項又は附則第9項の規定の適用を受けたもの（以下この項において「調整昇給号俸」という。）であるときは、当該調整昇給号俸からの最初の昇給の際における条例第6条第5項及び第7項の規定の適用についての当該延伸を受けるべき期間（以下この項において「昇給延伸期間」という。）は、昭和35年切替日から起算し同日以降において当該延伸を受けたものとして、その職員の昇給に要する期間を算定し、及びこの条例による給料の切替え、調整等を行うものとする。この場合において、切替日までになお未経過の当該昇給延伸期間がある職員については、当該未経過の昇給延伸期間に相当する期間を、切替日において受ける号俸又は給料月額につき、その昇給に要する期間を延伸するものとする。
- 9 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

一部改正〔昭和37年条例59号〕

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一部改正〔昭和37年条例59号〕

（給与の内払）

- 11 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

一部改正〔昭和37年条例59号〕

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 12 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年北海道条例第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

一部改正〔昭和37年条例59号〕

附則別表第1

研究職給料表の適用を受ける職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する職務の等級	切替日における職務の等級
1 等級	1 等級
2 等級	1 等級
3 等級	2 等級
4 等級	3 等級
5 等級	4 等級
6 等級	5 等級

附則別表第2

研究職給料表の適用を受ける職員の号俸の切替表

ア 切替日の前日においてその属する職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	8号俸
2号俸	9号俸
3号俸	10号俸
4号俸	11号俸
5号俸	12号俸
6号俸	13号俸
7号俸	14号俸
8号俸	15号俸
9号俸	16号俸
10号俸	17号俸
11号俸	18号俸
12号俸	19号俸
13号俸	20号俸
14号俸	21号俸

イ 切替日の前日においてその属する職務の等級が2等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸
9号俸	9号俸
10号俸	10号俸
11号俸	11号俸
12号俸	11号俸
13号俸	12号俸
14号俸	13号俸
15号俸	13号俸
16号俸	14号俸

ウ 切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	4号俸
2号俸	5号俸
3号俸	6号俸
4号俸	7号俸
5号俸	8号俸
6号俸	9号俸
7号俸	10号俸
8号俸	11号俸
9号俸	12号俸
10号俸	13号俸
11号俸	14号俸

12号俸	15号俸
13号俸	16号俸
14号俸	17号俸
15号俸	18号俸
16号俸	19号俸
17号俸	20号俸
18号俸	21号俸
19号俸	22号俸
20号俸	23号俸
21号俸	24号俸
22号俸	25号俸
23号俸	26号俸

エ 切替日の前日においてその属する職務の等級が4等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	3号俸
2号俸	4号俸
3号俸	5号俸
4号俸	6号俸
5号俸	7号俸
6号俸	8号俸
7号俸	9号俸
8号俸	10号俸
9号俸	11号俸
10号俸	12号俸
11号俸	13号俸
12号俸	14号俸
13号俸	15号俸
14号俸	16号俸
15号俸	17号俸
16号俸	18号俸
17号俸	19号俸
18号俸	20号俸
19号俸	21号俸
20号俸	22号俸
21号俸	23号俸
22号俸	24号俸
23号俸	25号俸
24号俸	26号俸
25号俸	27号俸
26号俸	28号俸
27号俸	29号俸

オ 切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	4号俸
2号俸	5号俸
3号俸	6号俸
4号俸	7号俸

5号俸	8号俸
6号俸	9号俸
7号俸	10号俸
8号俸	11号俸
9号俸	12号俸
10号俸	13号俸
11号俸	14号俸
12号俸	15号俸
13号俸	16号俸
14号俸	17号俸
15号俸	18号俸
16号俸	19号俸
17号俸	20号俸
18号俸	21号俸
19号俸	22号俸
20号俸	23号俸
21号俸	24号俸
22号俸	25号俸
23号俸	26号俸
24号俸	27号俸
25号俸	28号俸

カ 切替日の前日においてその属する職務の等級が6等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸
9号俸	9号俸
10号俸	10号俸
11号俸	11号俸
12号俸	12号俸
13号俸	13号俸
14号俸	14号俸
15号俸	15号俸
16号俸	16号俸
17号俸	17号俸

附 則（昭和37年4月7日条例第3号）

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年12月22日条例第59号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

改正 昭和38年3月26日条例第8号  
(施行期日)

昭和39年12月21日条例第82号

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。  
(号俸職員の切替え)
- 2 昭和37年10月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員(以下次項において「号俸職員」という。)のうち、その者の切替日の前日における号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表第1から附則別表第4までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸はその者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸とし、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員の切替日における号俸はその者の旧号俸と同じ号数の号俸とする。
- 3 号俸職員のうち、その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸である職員で、切替日において旧号俸を受けていた期間(切替日前1年以内において条例第6条第5項ただし書の規定の適用を受けた職員その他人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。)がその者の旧号俸に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和38年1月1日、同年4月1日又は同年7月1日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日(以下この項において「切替日とみなす日」という。)に、その者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額、その者の旧号俸に対応する切替表の暫定給料月額の欄に掲げる額とする。  
(旧号俸を受けていた期間の通算)
- 4 附則第2項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の条例第6条第5項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間(その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸であるときは、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表に定める期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。  
(最高号俸等を受ける職員の切替え等)
- 5 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸若しくは給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
(旧号俸を受けていた期間の特例)
- 6 附則別表第5に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第3項及び附則第4項の規定の適用については、これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは、「旧号俸を受けていた期間に3月を加えた期間」とする。  
(施行日までの異動者の号俸の決定等)
- 7 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第3項に規定する給料月額を受ける職員についての当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事委員会の定めるところによる。  
(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整)
- 8 昭和32年4月1日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第3項に規定する給料月額を受ける職員である場合における当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 9 職員の切替日の前日において受ける号俸又は給料月額が昭和36年10月1日において北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和36年北海道条例第76号。以下「昭和36年改正条例」という。)附則第8項の規定の適用を受けて給料の切替えを受けた号俸又は給料月額であるときは、当該号俸又は給料月額からの最初の昇給の際における条例第6条第5項及び第7項の規定の適用についての当該昇給延伸期間は昭和35年10月1日から起算し、同日以降において当該延伸

を受けたものとしてその職員の昇給に要する期間を算定し、及びこの条例による給料の切替え、調整等を行うものとする。

(昭和38年6月30日までの間の条例第6条の特例)

10 切替日から昭和38年6月30日までの間は、条例第6条第2項及び第3項中「号俸」とあるのは、「号俸又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第59号）附則第3項に規定する給料月額」と読み替えるものとする。

11 附則第3項、附則第7項若しくは附則第8項又は前項の規定により読み替えられた条例第6条第2項若しくは第3項の規定により、附則第3項の規定による給料月額を受ける職員の切替日から昭和38年6月30日までの間における条例第6条第6項の規定の適用については、人事委員会規則で定める。

(旧暫定手当月額の保障)

12 切替日から施行日の前日までの間に、この条例の規定により受けることとなった号俸又は給料月額に対応する北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年北海道条例第58号。以下「昭和32年改正条例」という。）附則第19項から附則第21項までの規定による暫定手当の月額が改正前の条例の規定により受けていた号俸又は給料月額に対応する改正前の昭和32年改正条例附則第18項から附則第20項まで、附則第22項若しくは附則第23項の規定又は改正前の昭和36年改正条例附則第10項の規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある職員（昭和32年改正条例附則第22項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもって、その者のその期間に係る昭和32年改正条例附則第19項から附則第21項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

(昭和32年改正条例附則第27項の改正規定の経過措置)

13 切替日において改正前の昭和32年改正条例附則第27項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、昭和32年改正条例附則第17項及び附則第18項の規定にかかわらず、切替日以降、その者が改正前の昭和32年改正条例附則第27項本文の規定の適用を受けるに至った日の昭和38年の応当日の前日までの間、その者が同項本文の規定の適用を受ける直前に在勤していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日までの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

一部改正〔昭和39年条例82号〕

(旧号俸等の基礎)

14 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

一部改正〔昭和39年条例82号〕

(人事委員会規則への委任)

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一部改正〔昭和39年条例82号〕

(給与の内払)

16 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。ただし、昭和37年12月15日に支払われた期末手当及び勤勉手当は、この条例による改正後の条例第22条の規定に基づく期末手当及び勤勉手当として支給されたものとみなす。

一部改正〔昭和39年条例82号〕

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

17 北海道地方警察職員に関する条例の一部を改正する条例（昭和36年北海道条例第76号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

一部改正〔昭和39年条例82号〕

附則別表第1

公安職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	2 等級			3 等級			4 等級			5 等級			6 等級		
	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,200	1			1			1			1		
2	1			2	3	24,100	2			2			2		
3	2			3	6	25,500	3	3	18,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	6	20,000	4			4		
5	4			4			5	9	21,200	5			5		
6	5			5	3	29,800	5			6	3	18,900	6		
7	6			6	6	31,200	6	3	23,700	7	6	20,000	7		
8	7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	21,100	8		
9	8			7			8	9	26,100	8			9	3	18,900
10	9			8			8			9	3	23,400	10	6	20,000
11	10			9			9	3	28,800	10	6	24,500	11	9	21,100
12	11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11		
13	12			11			11	9	31,300	11			12	3	23,400
14	13			12			11			12	3	28,300	13	6	24,500
15	14			13			12			13	6	29,500	14	9	25,600
16	15			14			13			14	9	30,700	14		
17	16			15			14			14			15	3	28,300
18				16			15			15			16	6	29,400
19				17			16			16			17	9	30,500
20				18			17			17			17		
21				19			18			18			18		
22							19			19			19		
23							20			20			20		
24							21			21			21		
25							22			22			22		
26							23			23			23		
27										24			24		
28										25			25		
29													26		
30													27		

一部改正〔昭和38年条例8号〕

附則別表第2

行政職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3 等級			4 等級			5 等級			6 等級			7 等級		
	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額	号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	3	30,000	1			1			1			1		
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700	5		

6	5		5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800	6		
7	6		6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900	7		
8	7		7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8		7			7			8	3	23,200	9		
10	9		8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10		9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11		10			10	9	31,200	10			12		
13	12		11			10			11	3	27,500	13		
14	13		12			11			12	6	28,400	14		
15	14		13			12			13	9	29,100	15		
16	15		14			13			13			16	3	18,300
17	16		15			14			14			17	6	19,200
18	17		16			15			15			18	9	19,800
19	18		17			16						18		
20												19		
21												20		
22												21		

一部改正〔昭和38年条例8号〕

附則別表第3

海事職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定給料 月額	号俸	期間	暫定給料 月額	号俸	期間	暫定給料 月額	号俸	期間	暫定給料 月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,100	1	6	24,700	1			1		
2	1			2	9	26,200	2			2		
3	2	3	37,400	2			3			3		
4	3	6	39,300	3	3	29,900	4			4		
5	4	9	41,200	4	6	31,500	5	3	23,400	5		
6	4			5	9	33,100	6	6	24,700	6		
7	5			5			7	9	26,000	7		
8	6			6	3	36,700	7			8		
9	7			7	6	38,300	8	3	28,800	9		
10	8			8	9	39,900	9	6	30,100	10		
11	9			8			10	9	31,400	11		
12	10			9			10			12		
13	11			10			11	3	34,000	13		
14	12			11			12	6	35,100	14		
15	13			12			13	9	36,000	15	3	22,600
16	14			13			13			16	6	23,700
17	15			14			14			17	9	24,600
18				15			15			17		
19							16			18	3	26,500
20							17			19	6	27,400
21										20	9	28,300
22										20		
23										21	3	29,900
24										22	6	30,600



25										23	9	31,300
26										23		
27										24		
28										25		

附則別表第4

研究職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	2 等級			3 等級			4 等級			5 等級		
	号俸	期間	暫定給料 月額	号俸	期間	暫定給料 月額	号俸	期間	暫定給料 月額	号俸	期間	暫定給料 月額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	19,000
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600	17		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27	25			24			24					
28				25			25					
29				26			26					
30				27								

一部改正〔昭和38年条例8号〕

附則別表第5

職務の等級 給料表	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
公安職給料表	1—12	1—16	1—20	6—25	9—27	12—29	

行政職給料表	1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	19—21
海事職給料表	1—16	3—17	8—19	18—27			
研究職給料表	1—21	1—26	8—29	11—28	15—17		

備考 この表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

附 則（昭和38年3月26日条例第8号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和37年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和38年12月20日条例第48号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10項の規定は昭和38年4月1日から、第13条、第22条（警察本部長を本部長に改める部分を除く。）及び別表の改正規定並びに第26条に1項を加える規定及び附則第2項から附則第9項まで（附則別表を含む。）の規定は昭和38年10月1日から適用する。

（最高号俸等を受ける職員の切替え等）

- 2 昭和38年10月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（昇給期間の短縮）

- 3 昭和37年9月30日において北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第59号）による改正前の条例の規定により附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（同日において改正前の条例第6条第5項又は第7項ただし書の規定により昇給した職員にあっては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。））以降における最初の条例第6条第5項又は第7項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、同条第5項中「12月」とあるのは「9月」と、同条第7項ただし書中「24月」とあるのは「21月」と、「18月」とあるのは「15月」とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整）

- 4 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日前の異動者等の号俸等の調整）

- 5 昭和37年10月1日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が受けていた号俸又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(給与の内払)

8 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和32年北海道条例第58号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

10 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

#### 附則別表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
給料表						
公安職給料表	1—13	1—17	5—21	10—26	13—28	16—30
行政職給料表	1—13	1—14	1—19	5—19	9—19	12—18
海事職給料表	2—17	7—18	12—20	22—28		
研究職給料表	1—22	5—27	12—30	15—29		

備考 この表中「1—13」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

附 則 (昭和39年7月15日条例第65号)

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (昭和39年12月21日条例第82号)

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

改正 昭和43年12月26日条例第43号

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条並びに附則第14項の規定は、昭和40年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、昭和39年9月1日から適用する。

(職務の等級の切替え)

3 昭和39年9月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第1に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が行政職給料表の3等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、同表の3等級又は4等級とする。

(号俸の切替え)

4 前項に規定する職員(次項、附則第6項及び附則第8項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)と同じ号数の号俸とする。

5 旧等級が公安職給料表の1等級又は行政職給料表の2等級である職員(附則第8項に規定する職

- 員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸の号数から1を減じた号数の号俸(旧号俸が1号俸である職員にあっては、1号俸)とする。
- 6 附則第3項の規定により切替日における職務の等級が行政職給料表の3等級となる職員(附則第8項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸に対応する附則別表第2に定める号俸とする。  
(旧号俸を受けていた期間の通算)
- 7 前3項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の北海道地方警察職員の給与に関する条例第6条第5項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。  
(最高号俸等の切替え等)
- 8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
(昇給期間の短縮)
- 9 昭和37年9月30日において附則別表第3に掲げられている号俸を受けていた職員及び同表に号俸の掲げられている職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(昭和39年10月1日において昇給規定(北海道地方警察職員の給与に関する条例第6条第5項又は第7項ただし書の規定をいう。以下同じ。))により昇給した職員にあっては、この条例(附則第1項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日(以下「施行日」という。))以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から3月を減じた期間をもって昇給規定に定める期間とする。  
(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)
- 10 切替日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の同条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びそれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 11 昭和32年4月1日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(旧号俸等の基礎)
- 12 附則第3項から前項までの規定の適用については、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。  
(給与の内払)
- 13 第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
- 14 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
一部改正〔昭和43年条例43号〕

附則別表第1

職務の等級の切替表

給料表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職給料表	4 等級	5 等級
	5 等級	6 等級
	6 等級	7 等級
	7 等級	8 等級

附則別表第 2

行政職給料表の 3 等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1 号俸から 5 号俸までの号俸	1 号俸
6 号俸	2 号俸
7 号俸	3 号俸
8 号俸	4 号俸
9 号俸	5 号俸
10号俸	6 号俸
11号俸	7 号俸
12号俸	8 号俸
13号俸	9 号俸
14号俸	10号俸
15号俸	11号俸
16号俸	12号俸
17号俸	13号俸

附則別表第 3

昇給期間の短縮される号俸の表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
給料表						
公安職給料表	1—13	2—17	9—21	14—26	17—28	20—30
行政職給料表	1—13	1—14	4—19	9—19	13—19	16—18
海事職給料表	6—17	11—18	16—20	26—28		
研究職給料表	1—22	9—27	16—30	19—29		

備考 この表中「1—13」等とあるのは、「北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第59号）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による 1 号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

附 則（昭和40年12月25日条例第52号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条並びに附則第13項及び附則第14項の規定は、規則で定めるこの条例の施行の日の属する月の翌月 1 日から施行する。

（昭和40年12月規則第145号で、同40年12月27日から施行）

- 第 1 条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、昭和40年 9 月 1 日から適用する。

（職務の等級の切替え）

- 昭和40年 9 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が公安職給料表の 1 等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、同表の 1 等級又は 2 等級とする。

（号俸の切替え）

- 4 前項に規定する職員（次項及び附則第7項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。
- 5 附則第3項の規定により切替日における職務の等級が公安職給料表の1等級となる職員（附則第7項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日に2等級となり同日1等級に昇格したものと得られる号俸とする。  
（旧号俸を受けていた期間の通算）
- 6 前2項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の給与条例第6条第5項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。  
（最高号俸等の切替え等）
- 7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（昇給期間の短縮）
- 8 昭和37年9月30日において附則別表第2に掲げられている号俸を受けていた職員で人事委員会の定めるもの及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和40年10月1日において昇給規定（給与条例第6条第5項又は第7項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあっては、この条例（附則第1項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。））以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から3月を減じた期間をもって昇給規定に定める期間とする。  
（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）
- 9 切替日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の同条の規定による改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（旧号俸等の基礎）
- 11 附則第3項から前項までの規定の適用については、第1条の規定による改正前の給与条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。  
（給与の内払）
- 12 第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
（扶養手当の経過規定）
- 13 施行日の属する月の末日までに新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に給与条例第12条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日後それぞれその者が職員となった日又は同号に掲げる事実が生じた日から30日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。  
（期末手当の経過規定）
- 14 第2条の規定による改正後の給与条例第22条の規定の昭和41年6月1日における適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「6月以内」とあるのは「5箇月17日以内」と、同項第1号及び第2号中「6月」とあるのは「5箇月17日」と、同項第2号及び第3号中「3月」とあるのは「2

箇月17日」とする。

(人事委員会規則への委任)

15 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1

職務の等級の切替表

給料表	旧等級	切替日における職務の等級
公安職給料表	2等級	3等級
	3等級	4等級
	4等級	5等級
	5等級	6等級
	6等級	7等級

附則別表第2

昇給期間の短縮される号俸の表

給料表	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
公安職給料表			1	2～8	7～13	10～16	13～19
行政職給料表				1～3	2～8	6～12	9～15
海事職給料表	1～5	4～10	9～15	19～25			
研究職給料表		2～8	9～15	12～18			

備考(1) この表中「1」とあるのは「1号俸」を示し、「2～8」等とあるのは「2号俸から8号俸までの号俸」等を示す。

(2) この表に掲げる職務の等級及び号俸は、北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和37年北海道条例第59号)による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による職務の等級及び号俸を示す。

附 則(昭和41年4月8日条例第6号)

[北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年12月26日条例第50号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和42年1月1日から施行する。

(昭和41年12月規則第135号で、同41年12月26日から施行)

2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定は、昭和41年9月1日から適用する。

(特定の号俸の切替え等)

3 昭和41年9月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の等級の1号俸である職員の切替日における号俸は、2号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

5 切替日からこの条例(附則第1項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料

月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の同条の規定による改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 7 附則第3項から前項までの規定の適用については、第1条の規定による改正前の給与条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 8 第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 9 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

給料表	職務の等級
公安職給料表	3 等級 4 等級
行政職給料表	3 等級 4 等級 5 等級
研究職給料表	1 等級 2 等級

附 則 (昭和42年3月20日条例第10号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年12月25日条例第54号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

改正 昭和43年12月26日条例第43号

昭和44年12月22日条例第57号

昭和45年12月23日条例第76号

(施行期日等)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和42年12月規則第158号で、同42年12月25日から施行)

- 2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(同条例第22条(同条第1項に規定する基準日が12月1日である期末手当及び勤勉手当に関する部分を除く。))を除く。)以下「改正後の条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「改正後の昭和32年改正条例」という。)附則第24項及び附則第28項の規定並びに附則第7項から附則第10項まで及び附則第13項の規定は、昭和42年8月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 3 昭和42年8月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動



の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正前の条例又は第2条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の昭和32年改正条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の条例の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当は、改正後の条例の規定による調整手当の内払とみなす。

一部改正〔昭和45年条例76号〕

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一部改正〔昭和45年条例76号〕

(調整手当についての人事委員会の措置)

- 9 人事委員会は、この条例の施行の日から起算して3年以内に改正後の条例第12条の2に規定する調整手当に関して必要と認められる措置を議会及び知事に同時に報告し、又は勧告することを目途として、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第1項第2号に規定する研究の一環として調整手当に関する研究を行うものとする。

一部改正〔昭和45年条例76号〕

附 則(昭和43年12月26日条例第43号)

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

改正 昭和46年12月22日条例第60号

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条及び第26条第5項の改正規定は、昭和44年4月1日から施行する。

(昭和43年12月規則第131号で、同43年12月26日から施行)

- 2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条の規定は昭和43年5月1日から、改正後の条例別表第1から別表第4までの規定及び第2条から第4条までに規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定は同年7月1日から、改正後の条例第23条の規定は同年8月31日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

- 3 昭和43年7月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が公安職給料表の3等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、同表の特3等級又は3等級とする。

(特定の号俸の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の等級が公安職給料表の特3等級となる職員(附則第7項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が公安職給料表の3等級となる職員(附則第7項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

- 5 前項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の北海道地方警察職員の給与に関する条例第6条第5項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
- 6 旧号俸が公安職給料表の2等級の1号俸である職員の切替日における号俸は、2号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（最高号俸等の切替え等）
- 7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）
- 8 切替日からこの条例（附則第1項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（寒冷地手当に関する経過措置）
- 10 北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和46年北海道条例第60号）第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条の規定の適用を受ける職員で、同条第3項の規定により算出するものとした場合における基準額が、同条第1項の基準日（同項の基準日後において新たに職員となった者に係る場合にあつては、採用の日。以下「基準日」という。）において当該職員の受ける職務の等級の号俸の昭和43年8月31日における額（基準日において当該職員が職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける場合その他人事委員会規則で定める場合にあつては、その定める額）に1,100円を加算した額に改正前の条例第23条第2項に規定する割合を乗じて得た額（以下「定率基本額」という。）に達しないこととなるものについては、北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和46年北海道条例第60号）第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第3項の規定にかかわらず、当分の間、当該定率基本額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。  
一部改正〔昭和46年条例60号〕  
（旧号俸等の基礎）
- 11 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
一部改正〔昭和46年条例60号〕  
（給与の内払）
- 12 改正前の条例の規定に基づいて切替日（通勤手当にあつては昭和43年5月1日、寒冷地手当にあつては同年8月31日）から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
一部改正〔昭和46年条例60号〕  
（人事委員会規則への委任）
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
一部改正〔昭和46年条例60号〕

附則別表

公安職給料表の特3等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
2号俸から6号俸までの号俸	2号俸
7号俸	3号俸
8号俸	4号俸
9号俸	5号俸
10号俸	6号俸
11号俸	7号俸
12号俸	8号俸
13号俸	9号俸
14号俸	10号俸
15号俸	11号俸
16号俸	12号俸
17号俸	13号俸
18号俸	14号俸
19号俸	14号俸
20号俸	15号俸

附 則（昭和44年12月22日条例第57号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中北海道地方警察職員の給与に関する条例第19条の改正規定は、昭和45年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第12条及び第23条の規定を除く。）及び第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は昭和44年6月1日から、改正後の条例第23条の規定は同年8月31日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3 昭和44年6月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5 切替日前に勤務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7 次の各号のいずれかに該当する者は、すみやかにその旨を北海道警察本部長に届け出なければな

らない。

- (1) 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる18歳未満の子で改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族としての要件を具備するに至った18歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のなかった者
  - (2) 切替期間において新たに扶養親族たる18歳未満の子で改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となった者であって、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかったもの（前号に該当する者を除く。）
  - (3) 切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族としての要件を具備するに至った18歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの
  - (4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子で改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族としての要件を具備するに至った18歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの
- 8 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第11条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「600円（職員に配偶者がいない場合にあっては、1,200円）」とあるのは「600円」とする。
- 9 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に扶養親族たる18歳未満の子で改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族としての要件を具備するに至った18歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該18歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第2号又は附則第7項第3号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。  
（期末手当に関する経過措置）
- 10 切替日において在職する職員に対して昭和44年6月に支給する期末手当に関する改正後の条例第22条の規定の適用については、同条例第22条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和44年北海道条例第57号）第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定により職員が受けるべきであった」とする。  
（寒冷地手当に関する経過措置）
- 11 改正前の条例第23条の規定に基づき寒冷地手当の支給を受けた職員については、改正後の条例第23条第4項に規定する人事委員会規則で定める事由の発生により世帯等の区分が異なることとなり、同項の規定により当該寒冷地手当を返納することとなる場合にあっては、同項の規定は適用しない。  
（給与の内払）
- 12 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
（人事委員会規則への委任）

- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 附 則（昭和45年10月26日条例第54号抄）  
〔北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の附則〕
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和45年12月23日条例第76号）  
〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕  
（施行期日等）
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北海道地方警察職員の給与に関する条例第19条の改正規定は、昭和46年1月1日から施行する。  
（昭和45年12月規則第131号で、同45年12月23日から施行）
- 2 第1条の規定（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和45年5月1日から適用する。  
（特定の号俸の切替え等）
- 3 昭和45年5月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が研究職給料表の1等級又は2等級である職員のうち、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（最高号俸等の切替え等）
- 4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（切替期間における異動者の号俸等）
- 5 切替日からこの条例（附則第1項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（旧号俸等の基礎）
- 7 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
（調整手当に関する経過措置）
- 8 改正後の条例第12条の3の規定は、改正前の条例第12条の3の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなったものに係る異動又は移転については、適用しない。  
（特地勤務手当に関する経過措置）
- 9 切替期間において、改正前の条例第14条の2の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員について必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、改正後の条例第14条の2の規定による特地勤務手当の額に関し特例を定めることができる。  
（給与の内払）
- 10 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による

給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の条例の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

職務の等級		区分	旧号俸	切替日における号俸
研究職給料表	1 等級		2 号俸	4 号俸
			3 号俸	4 号俸
	2 等級		2 号俸	4 号俸
			3 号俸	4 号俸

附 則 (昭和46年12月22日条例第60号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和47年1月1日から施行する。

(昭和46年12月規則第109号で、同46年12月22日から施行)

- 2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第23条を除く。)は昭和46年5月1日から、改正後の条例第23条の規定及び第3条の規定による北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は昭和46年9月1日から適用する。

(特定の号俸の切替え等)

- 3 昭和46年5月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が同表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸とする。

- 4 特定号俸職員のうち、旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和46年7月1日、同年10月1日又は昭和47年1月1日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸を受けるとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号俸に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 5 附則第3項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第6条第5項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員にあっては、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等の切替え等)

- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 7 切替日からこの条例(附則第1項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとな

った職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 9 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(改正後の条例第6条の適用の経過措置)

- 10 改正後の条例第6条の規定の切替日から昭和46年12月31日までの間における適用については、同条第2項中「号俸」とあるのは「号俸又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和46年北海道条例第60号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第3項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定給料月額」とする。

- 11 附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第6条第6項の規定の切替日から昭和46年12月31日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

(給与の内払)

- 12 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

給料表	職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定給料月額			
公安職給料表	6 等級	1	2	3	円 40,200			
		2	3	6		41,600		
		3	4	9		43,000		
	7 等級	1	2					
		2	3					
		3	4					
		4	5				3	40,200
		5	6				6	41,600
		6	7				9	43,000
	行政職給料表	8 等級	1	2				
			2	3				
			3	4				
4			5					
5			6					
6			7					
7			8					
8			9					

		9	10	3	35,600
		10	11	6	36,800
		11	12	9	38,100
海事職給料表	4 等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
		6	7		
		7	8		
		8	9	3	42,300
		9	10	6	44,300
		10	11	9	46,300
研究職給料表	4 等級	1	2	3	35,600
		2	3	6	36,900
		3	4	9	38,300
	5 等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6	3	35,600
		6	7	6	36,900
		7	8	9	38,300

附 則（昭和47年4月3日条例第16号抄）

〔北海道職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年11月17日条例第56号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和47年11月規則第117号で、同47年11月22日から施行）

- 2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は昭和47年4月1日から、第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は昭和47年9月1日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

- 3 昭和47年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、



人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額、同条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (昭和48年3月20日条例第2号)

[北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の(中略)北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、昭和47年8月31日から適用する。

(昭和48年3月規則第20号で、同48年3月28日から施行)

- 2 この条例による改正前の(中略)北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和47年8月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この条例による改正後の(中略)北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則 (昭和48年4月28日条例第42号)

[北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年10月23日条例第61号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

改正 昭和50年12月23日条例第42号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第19条の規定は、同年9月1日から適用する。

(特定の号俸の切替え等)

- 3 昭和48年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表のアからエまでの表(以下「切替表」という。)の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間のある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間。次項及び附則第5項第2号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。
- 4 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間のある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和48年7月1日以前であるときは同日に、同月2日以後であるときは同年10月1日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受けるとし、その者の切替日から切替表の新号俸欄に定める号俸を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 5 附則第3項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第6条第5項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間を切替日における号俸を受け期間に通算する。

(1) 附則第3項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間

欄に期間の定めのない号俸である職員 旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間）

(2) 附則第3項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員 旧号俸を受けていた期間が9月未満である職員にあっては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間 旧号俸を受けていた期間が9月以上である職員にあっては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間  
(最高号俸等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

9 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(改正後の条例第6条の規定の適用の経過措置)

10 改正後の条例第6条第2項及び第3項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、同条第2項中「号俸」とあるのは「号俸又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年北海道条例第61号）附則別表のアからエまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第3項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定給料月額」とする。

11 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第6条第6項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

(住居手当に関する経過措置)

12 切替期間において、改正前の条例第12条の4の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当（改正前の条例第12条の4第1項第1号に係るものに限る。）については、改正後の条例第12条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の4の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされている職員のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和51年3月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当（改正前の条例第12条の4第1項第1号に係るものに限る。）についても、同様とする。

一部改正〔昭和50年条例42号〕

(給与の内払)

- 13 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第12条の4又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

特定号俸職員の号俸の切替表

ア 公安職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定給料月額 円
			月	月	
1 等級	15	15	3	6	205,500
	16	16	6	9	208,400
2 等級	14	14	3	6	179,500
	15	15	6	9	182,500
	16	15			
	17	16	3	6	187,800
特 3 等級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15			
	17	16	3	6	175,600
3 等級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16			
	18	17	3	6	161,800
	19	18	6	9	163,800
	20	18			
4 等級	18	18	3	6	135,200
	19	19	6	9	137,700
	20	19			
	21	20	3	6	141,300
	22	21	6	9	142,900
	23	21			
5 等級	22	22	3	6	128,700
	23	23	6	9	130,500
	24	23			
	25	24	3	6	134,400
	26	25	6	9	135,900
6 等級	25	25	3	6	125,000
	26	26	6	9	126,700
	27	26			
	28	27	3	6	130,400
7 等級	28	28	3	6	121,400
	29	29	6	9	123,100
	30	29			

イ 行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定給料月額 円
			月	月	
2 等級	12	12	3	6	177,200
	13	13	6	9	180,500
	14	13			
	15	14	3	6	186,400
3 等級	14	14	3	6	156,900
	15	15	6	9	159,200
	16	15			
	17	16	3	6	164,100
4 等級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16			
	18	17	3	6	147,800
	19	18	6	9	149,800
5 等級	16	16	3	6	121,400
	17	17	6	9	123,100
	18	17			
	19	18	3	6	126,800
	20	19	6	9	128,100
	21	19			
6 等級	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
	18	17			
	19	18	3	6	107,200
	20	19	6	9	108,400
7 等級	15	15	3	6	84,100
	16	16	6	9	85,100
	17	16			
	18	17	3	6	87,300
8 等級	18	18	3	6	61,500
	19	19	6	9	62,500
	20	19			

ウ 海事職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定給料月額 円
			月	月	
1 等級	15	15	3	6	158,800
	16	16	6	9	160,800
	17	16			
	18	17	3	6	165,200
2 等級	15	15	3	6	136,000
	16	16	6	9	138,200
	17	16			
	18	17	3	6	142,300
3 等級	14	14	3	6	105,200
	15	15	6	9	107,100
	16	15			

	17	16	3	6	110,500
4 等級	20	20	3	6	85,000
	21	21	6	9	86,400
	22	21			
	23	22	3	6	88,800
	24	23	6	9	90,000

エ 研究職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定給料月額 円
			月	月	
2 等級	21	21	3	6	151,600
	22	22	6	9	153,700
	23	22			
	24	23	3	6	157,800
	25	24	6	9	159,900
	26	24			
	27	25	3	6	163,800
3 等級	22	22	3	6	124,200
	23	23	6	9	126,200
	24	23			
	25	24	3	6	130,400
	26	25	6	9	132,200
4 等級	21	21	3	6	102,900
	22	22	6	9	104,700
	23	22			
	24	23	3	6	107,900
	25	24	6	9	109,200
5 等級	14	14	3	6	62,500
	15	15	6	9	63,700
	16	15			

附 則（昭和49年4月27日条例第35号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月15日条例第36号）

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の道職員給与条例等」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額を受ける職員の給料月額等）

- 2 昭和49年4月1日において、この条例による改正前の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の道職員給与条例等」という。）の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の改正後の道職員給与条例等の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
- 3 昭和49年4月2日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の道職員給与条例等の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の改正後の道職員給与条例等の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 (前略) 北海道地方警察職員の給与に関する条例の適用を受ける職員が、改正前の道職員給与条例等の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の道職員給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (昭和49年12月12日条例第58号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(昭和49年12月規則第89号で、同49年12月12日から施行)
- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第12条の規定を除く。)は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第19条及び第22条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。  
(最高号俸等の切替え等)
- 3 昭和49年4月1日(以下「切替日」という。)において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
(切替期間における異動者の号俸等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(旧号俸等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
(扶養手当に関する経過措置)
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨を北海道警察本部長に届け出なければならない。
- (1) 切替日において、その前日から引き続き、改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの扶養親族(18歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。)で改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び扶養親族たる18歳未満の子のなかった者
- (2) 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となった者(その職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子があった者を除く。)であってその届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者及び扶養親族たる18歳未満の子のなかったもの(前号に該当する者を除く。)

- (3) 切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの
- (4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの
- 8 前項第1号又は第2号の規定による届出がこの条例の施行の日から60日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第11条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「1,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については3,500円）」とあるのは、「1,500円」とする。
- 9 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から30日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改正する。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第2号又は附則第7項第3号の規定による届出がこの条例の施行の日から60日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（給与の内払）

- 10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和50年3月14日条例第15号）

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、昭和49年8月31日から適用する。

（昭和50年3月規則第8号で、同50年3月14日から施行）

- 2 この条例による改正前の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和49年8月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この条例による改正後の（中略）北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則（昭和50年12月23日条例第42号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

- 3 昭和50年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高

の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 7 切替期間において、改正前の条例第12条の4の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の4の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和53年3月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 8 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の4又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和51年12月24日条例第72号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 2 昭和51年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)



3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当等の額の特例）

6 昭和51年6月又は同年12月において改正前の条例第22条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当又は期末手当の額が、改正後の条例第22条の規定に基づいてその者がその月に支給されることとなる勤勉手当又は期末手当の額を超えるときは、その月に支給されるべきその者の勤勉手当又は期末手当の額は、同条第2項又は第3項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当又は期末手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（期末手当及び勤勉手当については、改正後の条例第22条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和52年12月23日条例第43号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

（昭和52年12月規則第84号で、同52年12月24日から施行）

（最高号俸等の切替え等）

2 昭和52年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、

人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第12条の4の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の4の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和54年3月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の4又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和53年3月31日条例第26号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日条例第53号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定（以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。）並びに附則第7項及び附則第8項の規定は、昭和54年1月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第10条第1項、第22条、第22条の2並びに第26条第2項、第3項、第5項及び第6項並びに附則第8項から附則第10項までを除く。）は、昭和53年4月1日から適用する。

(最高号俸を超える給料月額の切替え等)

- 3 昭和53年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 4 切替日からこの条例（附則第1項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、

人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(初任給調整手当に関する経過措置)

- 7 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第10条第1項第1号又は第2号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第2項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第10条第1項又は第2項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

- 8 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第10条第1項第1号に該当していた職（改正後の条例第10条第1項に該当する職を除く。）に新たに採用された職員及び人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、3年以内の期間、月額1,500円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

(給与の内払)

- 9 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和54年12月26日条例第39号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(最高号俸を超える給料月額の切替え等)

- 2 昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第12条の4の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の4の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和55年3月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の4又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和55年12月24日条例第83号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

改正 昭和60年12月25日条例第46号

平成9年4月3日条例第58号

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第23条の規定は、同年8月30日から適用する。

3 第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、昭和55年10月1日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額の内払等）

4 昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

7 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（寒冷地手当の基準額等に関する経過措置）

8 改正後の条例第23条の規定の適用を受ける職員で、同条第3項の規定により算出した場合にお

る基準額が、基準日（基準日の翌日から改正後の条例第23条第1項後段の人事委員会規則で定める日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下この項において同じ。）において当該職員の受ける職務の級の号俸に相当するものとして、人事委員会が指定する北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年北海道条例第46号）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例別表第1から別表第4までに定める職務の等級の号俸の昭和55年8月30日において適用される額（基準日において当該職員が職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受ける場合その他人事委員会規則で定める場合にあつては、その定める額）に7,800円を加算した額を改正前の条例第23条第3項に規定する100分の45を乗ずべき額とみなして、同項の規定により算出するものとした場合に得られる額（以下「暫定基準額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の条例第23条第3項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までの間、暫定基準額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。ただし、同条第4項に規定する最高限度額の算出については、この限りでない。

一部改正〔昭和60年条例46号・平成9年58号〕

9 昭和55年8月30日から人事委員会規則で定める日までの間（前項の規定の適用のある期間に限る。）の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の条例第23条第3項の規定により算出した場合における基準額（前項本文の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額）が、改正前の条例第23条第3項の規定により算出するものとした場合における基準額（以下「旧基準額」という。）に達しないこととなるときは、改正後の条例第23条第3項及び前項本文の規定にかかわらず、当該旧基準額をもって当該職員に係る同条第3項の基準額とする。

10 昭和55年8月30日以前から引き続き在職する職員のうち、暫定基準額を改正前の条例第23条第3項の基準額とみなして、同条第2項又は第4項の規定により算出するものとした場合における寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額）（以下この項において「改正前の条例の例による額」という。）が改正後の条例（第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例を含む。以下この項において同じ。）第23条第4項に規定する最高限度額を超えることとなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）の寒冷地手当の額は、平成9年3月31日までの間、改正後の条例第23条第4項及び第5項の規定にかかわらず、改正前の条例の例による額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

一部改正〔平成9年条例58号〕

11 改正後の条例第23条第6項の規定は、同項の規定により返納させるべき事由（改正前の条例第23条第5項の規定により返納させることとされていた事由と同一の事由を除く。）で昭和55年8月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じたものについては、適用しない。  
（給与の内払）

12 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日（寒冷地手当にあつては、昭和55年8月30日）以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
（人事委員会規則への委任）

13 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和56年12月24日条例第56号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条の2第2項第1号及び第23条第4項の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。

（昭和56年12月規則第93号で、同56年12月24日から施行）

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年4月1日から適用する。ただし、同日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のうちに、給料月額の100分の20以上の割合の管理職手当を受けるべき職にある職員（以下「管理職員」という。）であった期間のある職員のその管理職員であった期間については、この限りでない。

3 施行日から昭和57年3月31日までの間の管理職員である職員の給料（給料の調整額を除く。）、

扶養手当、住居手当及び通勤手当については、改正後の条例第11条、第12条の4、第13条及び別表第1から別表第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(最高号俸等の切替え等)

- 4 昭和56年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 5 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 7 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 8 切替期間において、改正前の条例第12条の4の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の4の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和57年3月31日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

- 9 昭和56年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第22条第2項及び第22条の2第2項の規定の適用については、同条例第22条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年北海道条例第56号。附則第1項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により職員が受けるべきであった」と、同条例第22条の2第2項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであった」とする。

- 10 昭和57年3月に支給する期末手当に関する改正後の条例第22条第2項の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年北海道条例第56号。附則第1項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定が適用されているものとした場合に、改正前の条例の規定により職員が受けるべきこととなる」とする。

(管理職員の給与の特例措置)

- 11 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間において、管理職員に支給される当該職員である期間に係る給料等の額が、その者が給料月額の100分の16の割合の管理職手当の支給を受けるもの

とした場合に受けることとなる給料等の額に達しないこととなる期間があるときその他人事委員会が必要があると認めるときは、国家公務員である同種の職員に対して国が講ずる措置に準じ、人事委員会規則で必要な措置を講ずることができる。

(給与の内払)

- 12 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の4又は附則第8項）の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 13 附則第4項から前項までに定めるもののほか、管理職員に係る給料月額の変更その他この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和57年7月19日条例第22号）

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月19日条例第23号）

〔障害に関する用語の整理のための北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月27日条例第36号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和59年12月26日条例第79号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第2条の2を除く。）は、昭和59年4月1日から適用する。

（最高号俸を超える給料月額の変替等）

- 2 昭和59年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和60年12月25日条例第46号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項及び第22条の2第1項の改正規定は昭和61年4月1日から、第11条第4項の改正規定は同年6月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和55年北海道条例第83号）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

（職務の級への切替え）

- 3 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え等）

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（附則第6項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受け



- ていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第2又は附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。
- 5 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第6条第5項又は第7項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下この項において同じ。）を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、旧号俸が旧等級の最高の号俸であって新号俸が職務の級の最高の号俸以外の号俸となる者については、旧号俸を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。（最高号俸を超える給料月額の内払等）
  - 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。（切替期間における異動者の職務の級及び号俸等）
  - 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号俸又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。（切替日前の異動者の号俸等の調整）
  - 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（旧号俸等の基礎）
  - 9 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。（給与の内払）
  - 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。（人事委員会規則への委任）
  - 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
  - 12 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和55年北海道条例第83号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

附則別表第1（附則第3項関係）

職務の級への切替表

給料表	旧等級	職務の級
公安職給料表	7等級	1級
	6等級	2級
	5等級	3級
	4等級	4級
		5級
	3等級	6級
		7級

	特3等級	8級
	2等級	9級
	1等級	10級
行政職給料表	8等級	1級
	7等級	2級
	6等級	3級
		4級
	5等級	5級
		6級
	4等級	7級
		8級
3等級	9級	
	10級	
2等級	11級	
	1等級	
海事職給料表	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
	1等級	4級
5級		
研究職給料表	5等級	1級
	4等級	
	3等級	2級
	2等級	3級
		4級
1等級	5級	

附則別表第2（附則第4項関係）

研究職給料表の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表

ア 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1		1	1							1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	1
4	3	4	4	3	1	3	1	3	2	2
5	4	5	5	4	1	4	2	4	3	3
6	5	6	6	5	1	5	3	5	4	4
7	6	7	7	6	2	6	4	6	5	5
8	7	8	8	7	3	7	5	7	6	6
9	8	9	9	8	4	8	6	8	7	7
10	9	10	10	9	5	9	7	9	8	8
11	10	11	11	10	6	10	8	10	9	9
12	11	12	12	11	7	11	9	11	10	10
13	12	13	13	12	8	12	10	12	11	11
14	13	14	14	13	9	13	11	13	12	12
15	14	15	15	14	10	14	12	14	13	13
16	15	16	16	15	11	15	13	15	14	14

17	16	17	17	16	12	16	14	16	15	15
18	17	18	18	17	13	17	15	17	16	
19	18	19	19	18	14	18	16	18	17	
20	19	20	20	19	15	19	17	19		
21	20	21	21	20	16	20	18			
22	21	22	22	21	17	21	19			
23	22	23	23	22	18	22	20			
24	23	24	24	23	19					
25	24	25	25	24	20					
26	25	26	26	25	20					
27	26	27	27	26	21					
28	27	28	28	27	22					
29	28	29	29	28	23					
30	29	30	30							
31	30	31	31							
32	31	32	32							
33	32	33	33							
34	33									

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		1	1						1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18	17	18	18	17	15	17	15	17			
19	18	19	19	18	16	18	16	18			
20	19		20	19	16	19	17	19			
21	20		21	20	17	20	18				
22			22	21	17	21	18				
23			23	22	18	22	19				
24			24	23	19						
25				24	19						

26				25	20					
----	--	--	--	----	----	--	--	--	--	--

ウ 海事職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1		1	1	1	1
2	1	2	2	2	1
3	2	3	3	3	1
4	3	4	4	4	1
5	4	5	5	5	2
6	5	6	6	6	3
7	6	7	7	7	4
8	7	8	8	8	5
9	8	9	9	9	6
10	9	10	10	10	7
11	10	11	11	11	8
12	11	12	12	12	9
13	12	13	13	13	10
14	13	14	14	14	11
15	14	15	15	15	12
16	15	16	16	16	13
17	16	17	17	17	14
18	17	18	18	18	15
19	18		19	19	15
20	19		20	20	16
21	20			21	16
22	21			22	17
23	22				
24	23				

エ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1			
2	2			
3	3			
4	4	1	1	1
5	5	2	1	2
6	6	3	1	3
7	7	4	1	4
8	8	5	1	5
9	9	6	2	6
10	10	7	3	7
11	11	8	4	8
12	12	9	5	9
13	13	10	6	10
14	14	11	7	11

15	15	12	8	12
16	16	13	9	13
17	17	14	10	14
18	18	15	11	15
19	19	16	12	16
20	20	17	13	17
21	21	18	13	18
22	22	19	14	19
23	23	20	15	20
24	24	21	15	21
25	25	22	16	22
26	26	23	17	23
27	27	24	17	
28	28			

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第3（附則第4項関係）

研究職給料表の1級となる職員の号俸の切替表

旧号俸		新号俸
5等級	4等級	
2		1
3		2
4		3
5	1	4
6	2	5
7	3	6
8	4	7
9	5	8
10	6	9
11	7	10
12		
13	8	11
14		
15		
16	9	12
17		
	10	13
	11	14
	12	15
	13	16
	14	17
	15	18
	16	19
	17	20
	18	21
	19	22

	20	23
	21	24
	22	25
	23	26
	24	27
	25	28
	26	29

備考 この表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附 則（昭和61年7月24日条例第33号）

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月23日条例第54号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。  
（最高号俸を超える給料月額の切替え等）
- 3 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（切替期間における異動者の号俸等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（旧号俸等の基礎）
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
（給与の内払）
- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
（人事委員会規則への委任）
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和62年12月23日条例第42号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第2条及び第2条の2の規定を除く。）は、昭和62年4月1日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

2 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6 切替期間において、改正前の条例第12条の4の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の4の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和63年3月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和63年12月21日条例第71号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第11条第2項第2号及び第4号並びに第23条第2項の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。

（昭和63年12月規則第113号で、同63年12月24日から施行）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 3 昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成元年3月31日条例第13号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第17条第3項及び第21条の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成元年4月規則第76号で、同元年5月21日から施行)

附 則 (平成元年12月19日条例第73号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定、第12条の3に1項を加える改正規定及び第13条の次に1条を加える改正規定は、平成2年4月1日から施行する。

(平成元年12月規則第119号で、同元年12月19日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 3 平成元年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。



(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号))を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成2年12月26日条例第40号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第15条及び第26条第1項の改正規定並びに附則第9項の規定は、平成3年1月1日から施行する。

(平成2年12月規則第72号で、同2年12月26日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(特定の号俸の切替え等)

- 3 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の級の1号俸である職員の切替日における号俸は、2号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)

- 4 切替日の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動があった職員のうち、人事委員会の定める職員の、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

- 7 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号))を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

9 改正後の条例第26条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(人事委員会規則への委任)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表(附則第3項関係)

給料表	職務の級		
公安職給料表	1級	2級	3級
行政職給料表	1級	2級	
海事職給料表	1級	2級	
研究職給料表	1級	2級	

附 則 (平成3年12月25日条例第46号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定、第11条第4項を削る改正規定、第19条及び第19条の2第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第20条及び第23条第3項の改正規定並びに附則第8項を削る改正規定は、平成4年1月1日から施行する。

(平成3年12月規則第101号で、同3年12月25日から施行)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成4年7月7日条例第68号抄)

〔北海道職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び北海道の休日に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成4年7月規則第73号で、同4年8月9日から施行)

附 則 (平成4年12月18日条例第83号)

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成5年1月1日から、第12条の2第2項第1号及び第12条の3第2項の改正規定並びに附則第10項の規定は同年4月1日から施行する。

(平成4年12月規則第103号で、同4年12月22日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項及び第11項において同じ。)による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 3 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))がなく、かつ、改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を北海道警察本部長に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第11条第2項第2号又は第4号の扶養親族としての要件を具備するもの（以下「新規扶養親族である子等」という。）を有していたもの
  - (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族である子等がある職員であった者
  - (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族である子等を有する職員となった者
  - (4) 切替期間において、新規扶養親族である子等で扶養親族としての要件を欠くに至ったものがある職員であった者
  - (5) 新規扶養親族である子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされた扶養親族である配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
  - (6) 新規扶養親族である子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
- 8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第12条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年北海道条例第83号。以下「改正条例」という。）附則第7項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第7項の規定による届出が改正条例の施行の日から60日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第7項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項）」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第7項）」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第7項」とする。
- 9 職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から30日」とあるのは、「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年北海道条例第83号）の施行の日から60日」とする。
- (1) 施行日から30日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族である子等がある場合
  - (2) 施行日から30日以内に新たに新規扶養親族である子等を有するに至った場合
  - (3) 施行日から30日以内に新規扶養親族である子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合  
（調整手当に関する暫定措置）
- 10 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間においては、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第12条の2第2項第1号中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。  
（住居手当に関する経過措置）
- 11 切替期間において、改正前の条例第12条の4の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の4の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の4の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の4の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。  
（給与の内払）

12 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成5年12月17日条例第43号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び第17条第2項の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第16条、第17条第2項及び第22条第2項並びに附則第8項から第10項までの規定を除く。)は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成6年3月31日条例第27号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員の昇給については、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第6条第8項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月16日条例第67号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条、第19条及び第21条の改正規定は、平成7

- 年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第15条、第19条、第21条及び第22条第2項並びに附則第7項から第9項までの規定を除く。）は、平成6年4月1日から適用する。  
（最高号俸等の切替え等）
  - 3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（切替期間における異動者の号俸等）
  - 4 切替日からこの条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
  - 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（職員が受けていた号俸等の基礎）
  - 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
（給与の内払）
  - 7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
（人事委員会規則への委任）
  - 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成7年12月28日条例第46号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の4、第13条及び第19条の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。  
（最高号俸等の切替え等）
- 3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（切替期間における異動者の号俸等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号))を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号俸等の調整)

- 7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成8年12月18日条例第50号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

(平成8年12月規則第97号で、同8年12月18日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第7項において同じ。)による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(特定の号俸の切替え等)

- 3 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表のア及びイの表(以下「切替表」という。)の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(附則第6項に規定する職員を除く。以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。次項及び附則第5項において同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。

- 4 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、平成8年7月1日、同年10月1日又は平成9年1月1日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受けるとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 5 附則第3項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第6条第5項の規定の適用については、その者が切替日において旧号俸を受けていた期間(その者の旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である場合にあっては、切替日において旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切

替日における号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等の切替え等)

- 6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日(次項において「異動日」という。)における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事委員会が定める。

- 8 前項の規定により異動日における号俸を決定される職員のうち、同項の規定による号俸の額が改正前の条例の規定により異動日において受けていた給料月額に達しない職員の当該号俸を受ける間の給料月額は、改正後の条例別表第3及び別表第4の給料表の額にかかわらず、当該異動日において受けていた給料月額とする。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 9 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第7項後段の規定を準用する。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 10 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号俸等の調整)

- 11 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(改正後の条例第6条の規定の適用の経過措置)

- 12 改正後の条例第6条第2項及び第3項の規定の切替日から平成8年12月31日までの間における適用については、同条第2項中「号俸」とあるのは「号俸又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成8年北海道条例第50号)附則別表のア及びイの表の暫定給料月額欄に定める給料月額(以下「暫定給料月額」という。)」と、同条第3項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定給料月額」とする。

- 13 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の条例第6条第6項の規定の切替日から平成8年12月31日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

(給与の内払)

- 14 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 15 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



附則別表

特定号俸職員の号俸の切替表

ア 海事職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級								
	3 級			4 級			5 級		
	新号俸	期間	暫定給料月額	新号俸	期間	暫定給料月額	新号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円
1	1			1	3	293,900	1		
2	2			2	6	305,300	2		
3	3			3	9	316,600	3		
4	4			3			4		
5	5	3	289,300	4			5		
6	6	6	299,600	5	3	349,500	6		
7	7	9	309,200	6	6	360,000	7	3	395,900
8	7			7	6	370,000	8	6	406,400
9	8			8	6	379,700	9	9	416,600
10	9			9	6	389,000	9		
11	10			10	6	397,600	10		
12	11			11	9	406,800	11		
13	12			11			12		
14	13			12			13		
15	14			13			14		
16	15			14			15		
17	16			15			16		
18	17			16			17		
19	18			17			18		
20	19			18			19		
21	20			19			20		
22	21			20			21		
23	22			21			22		
24	23			22					
25	24			23					
26	25			24					
27	26								
28	27								

イ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級								
	2 級			3 級			4 級		
	新号俸	期間	暫定給料月額	新号俸	期間	暫定給料月額	新号俸	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円
1	—			1			1		
2	2			2	3	265,300	2	3	307,200
3	3			3	6	275,300	3	6	317,600
4	4			4	9	285,300	4	9	328,100
5	5			4			4		

6	6			5	3	305,300	5	
7	7	3	229,400	6	6	315,500	6	
8	8	6	238,100	7	9	325,800	7	
9	9	9	246,800	7			8	
10	9			8			9	
11	10	3	263,300	9			10	
12	11	6	270,900	10			11	
13	12	9	278,400	11			12	
14	12			12			13	
15	13			13			14	
16	14			14			15	
17	15			15			16	
18	16			16			17	
19	17			17			18	
20	18			18			19	
21	19			19			20	
22	20			20			21	
23	21			21			22	
24	22			22				
25	23			23				
26	24			24				
27	25							
28	26							
29	27							
30	28							

附 則（平成9年4月3日条例第58号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成8年度の北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に対応する同項後段の人事委員会規則で定める日（以下「指定日」という。）以前から引き続き北海道に在勤する職員の寒冷地手当（その支給すべき事由の生じた日が平成12年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。）について、第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第3項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）が、みなし基準額（平成8年度の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下「平成8年度基準日」という。）における当該職員の給料の月額と平成8年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第3項及び第4項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、平成8年度基準日における給料の月額）又は58万3,000円のいずれか低い額に100分の30を乗じて得た額と平成8年度の基準日に対応する指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて改正前の条例第23条第3項に規定する額を合算した額（当該指定日の翌日から平成12年度の基準日に対応する指定日までの間に当該職員の世帯等の区分に変更があつた場合その他の人事委員会規則で定める場合にあつては、その定める額）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えるときは、改正後の条例第23条第3項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の左欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

平成9年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	30,000円
平成10年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	50,000円
平成11年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	70,000円
平成12年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	90,000円

附 則（平成9年10月23日条例第68号抄）

〔北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月17日条例第83号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成10年1月1日から、第12条の4第2項第2号並びに第14条の3第1項及び第2項の改正規定は同年4月1日から施行する。

（平成9年12月規則第155号で、同9年12月17日から施行）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

- 3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号俸等の調整）

- 7 施行日から平成10年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成10年3月31日条例第3号抄)

[北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の附則]

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年5月規則第91号で、同10年7月1日から施行)

附 則 (平成10年12月17日条例第57号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成11年1月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(最高号俸を超える給料月額の変替等)

3 平成10年4月1日(以下「変替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の変替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(変替期間における異動者の号俸等)

4 変替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(変替日前の異動者の号俸等の調整)

5 変替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の変替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が変替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号俸等の調整)

7 施行日から平成11年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成11年 7月23日条例第36号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成11年 8月 1日から施行する。

附 則（平成11年10月15日条例第48号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成11年11月 1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第82号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成12年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第19条及び第22条第 2 項並びに附則第10項から第12項までの規定を除く。）は、平成11年 4月 1日から適用する。  
（最高号俸を超える給料月額の内払等）
- 3 平成11年 4月 1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（切替期間における異動者の号俸等）
- 4 切替日からこの条例（附則第 1 項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号俸等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
（施行日から平成12年 3月31日までの間における異動者の号俸等の調整）
- 7 施行日から平成12年 3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（給与の内払）
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
（人事委員会規則への委任）
- 9 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成12年 3月29日条例第86号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第139号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項ただし書の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年3月30日条例第9号抄）

〔地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月19日条例第54号抄）

〔公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成13年12月18日条例第81号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月20日条例第83号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、同年4月1日から施行する。  
（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（施行日前の異動者の号俸等の調整）
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 5 北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員に対し平成15年3月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、給与条例第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは給与条例附則第14項及び第15項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定（給与条例附則第14項の規定を除く。）により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額

から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日（期末手当について第1条の規定による改正後の給与条例（次号において「改正後の給与条例」という。）第22条第1項後段又は第26条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額
  - (2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）
- 6 給与条例の適用を受ける職員に対し平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第22条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
- （人事委員会規則への委任）
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成15年3月14日条例第32号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

改正 平成18年3月31日条例第52号

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

一部改正〔平成18年条例52号〕

附 則（平成15年11月29日条例第69号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、平成16年4月1日から施行する。  
（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
（施行日前の異動者の号俸等の調整）
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）又は北海道地方警察

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

（1）平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の2第2項、道職員給与条例第11条の2第2項及び学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特勤勤務手当（警察職員給与条例第14条の3、道職員給与条例第12条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の1.13を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者）にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

（2）職員に対し平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.13を乗じて得た額

（調整手当に関する経過措置）

- 6 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の警察職員給与条例第12条の3の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第2条の規定による改正後の警察職員給与条例第12条の3の規定の適用については、同条第1項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は部局に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第2項中「前項」とあるのは「北海道地方警察職



員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第69号）附則第6項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成16年9月30日条例第88号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月17日条例第109号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次項から附則第6項までの規定は、平成16年10月1日から適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 2 平成16年度の寒冷地手当に関する改正後の条例第23条第1項の規定の適用については、同項中「毎年11月から翌年3月」とあるのは、「平成16年10月から平成17年2月」とする。

- 3 この項から附則第6項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）経過措置対象職員 平成16年10月1日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在職する職員（常時勤務に服する職員に限り、北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第6条第10項に規定する再任用職員を除く。）をいう。

（2）みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の条例第23条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその在勤する地域又は部局及び世帯等の区分（この条例による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）第23条第2項及び第3項に規定する世帯等の区分をいう。）に応じ、改正前の条例第23条第2項の規定（この条例の施行の際における同項の規定に基づく人事委員会規則の規定を含む。）及び同条第3項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

- 4 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の条例第23条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条又は給与条例第26条第2項、第3項若しくは第5項の規定にかかわらず、それぞれ特例支給額又は特例支給額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項、第3項若しくは第5項の規定による割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

平成16年10月から平成17年2月まで	2,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	6,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	10,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	18,000円

- 5 改正後の条例第23条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第3項中「、前項」とあるのは「、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第109号。以下「平成16年改正条例」という。）附則第4項」と、同項第1号中「前項の規定による額」とあるのは「平成16年改正条例附則第4項に規定する特例支給額（以下「特例支給額」という。）」と、同条第4項中「前2項又は第26条第2項、第3項若しくは第5項」とあるのは「平成16年改正条例附則第4項又は平成16年改正条例附則第5項において読み替えて準用する前項」と、「第2項の規

定による額」とあるのは「特例支給額」と、同項第1号及び第2号中「前項各号」とあるのは「平成16年改正条例附則第5項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

- 6 給与条例第12条の3第2項に規定する職員以外の地方公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員となり、北海道に在勤することとなった場合において、任用の事情を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の条例第23条第1項から第5項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

(人事委員会規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成17年3月31日条例第19号抄)

[一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年11月30日条例第123号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第32号)附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員(北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「警察職員給与条例」という。)、北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)、市町村立学校職員給

与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の2第2項、道職員給与条例第11条の2第2項及び学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特勤手当（警察職員給与条例第14条の3、道職員給与条例第12条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）、管理職手当及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあつては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

(2) 職員に対し平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(人事委員会規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成18年3月31日条例第52号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

改正	平成19年3月16日条例第37号	平成20年3月31日条例第71号
	平成21年11月30日条例第99号	平成22年11月30日条例第56号
	平成23年11月30日条例第55号	平成24年3月30日条例第76号
	平成25年6月28日条例第35号	平成25年12月20日条例第77号
	平成27年3月20日条例第34号	平成28年3月31日条例第74号

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 施行日の前日において北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え)

- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸は、人事委員会規則で定める。  
(施行日前の異動者の号俸の調整)
- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）又は附則第15項の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）が同日において受けていた給料月額（北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第99号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額）を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、給与条例附則第16項、第28項又は第43項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。  
一部改正〔平成20年条例71号・21年99号・22年56号・23年55号・24年76号・25年35号・77号・27年34号・28年74号〕
- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第9条第2項及び第22条第5項（給与条例第22条の4第4項において準用する場合及び北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第43項の規定の適用については、給与条例第9条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第22条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額（北海道地

方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額」と平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例附則第43項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」と、「附則第28項」とあるのは「附則第28項、平成18年改正条例附則第8項から第10項まで並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項まで」と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料の月額は第5条及び第6条、平成18年改正条例附則第8項から第10項まで並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定により定められる額とし、」と、「給料月額並びに」とあるのは「給料の月額は第5条及び第6条並びに平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定により定められる額とし、」と、「第5条」とあるのは「第5条」とする。

一部改正〔平成19年条例37号・20年71号・22年56号・24年76号・27年34号・28年74号〕  
（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条の2第2項第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（地域手当に関する経過措置）

- 13 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第12条の3の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において改正前の給与条例第12条の2の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第12条の3第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下「平成18年改正条例」という。）による改正前の前条第1項」と、「同条第2項各号に定める割合をいう」とあるのは「前条第2項各号に定める割合をいう」と、「地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい）」とあるのは「調整手当の支給割合（平成18年改正条例による改正前の前条第2項各号に定める割合をいい）」と、「同条第1項」とあるのは「前条第1項」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 15 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 16 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

- 17 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

18 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
公安職給料表	4級	4級
	5級	
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
	10級	

附則別表第2（附則第3項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

ア 公安職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	経過期間										
1	3月未満				1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	16	1	1	1	1	1
	12月以上				1	17	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1
	6月以上9月	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1

	未滿										
	9月以上12月未滿	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	10	26	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	11	27	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	12	12	28	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	14	30	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	15	31	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	16	32	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	18	34	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	19	19	19	35	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	20	20	20	36	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	22	22	22	38	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	23	23	23	39	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	24	24	24	40	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	26	26	26	42	22	18	14	10	6
	6月以上9月	27	27	27	27	43	23	19	15	11	7

	未滿										
	9月以上12月未滿	28	28	28	28	44	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
10	3月未滿	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
11	3月未滿	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
12	3月未滿	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
13	3月未滿	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
14	3月未滿	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30
	6月以上9月	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31



	未滿										
	9月以上12月未滿	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
15	3月未滿	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
16	3月未滿	57	57	57	57	73	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	58	58	58	58	74	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	59	59	59	59	75	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	60	60	60	60	76	56	52	48	44	
	12月以上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
17	3月未滿	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	62	78	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	63	79	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	64	80	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿	66	66	66	66	82	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿	67	67	67	67	83	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿	68	68	68	68	84	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	69	69	85	65	61	57	53	
19	3月未滿	69	69	69	69	85	65	61	57		
	3月以上6月未滿	70	70	70	70	86	66	62	58		
	6月以上9月未滿	71	71	71	71	87	67	63	59		
	9月以上12月未滿	72	72	72	72	88	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	73	89	69	65	61		
20	3月未滿	73	73	73	73	89	69	65	61		
	3月以上6月未滿	74	74	74	74	90	70	66	62		
	6月以上9月	75	75	75	75	91	71	67	63		

	未滿										
	9月以上12月未滿	76	76	76	76	92	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	77	93	73	69	65		
21	3月未滿	77	77	77	77	93	73	69	65		
	3月以上6月未滿	78	78	78	77	94	74	70	66		
	6月以上9月未滿	79	79	79	78	95	75	71	67		
	9月以上12月未滿	80	80	80	78	96	76	72	68		
	12月以上	81	81	81	79	97	77	73	69		
22	3月未滿	81	81	81	79	97	77	73			
	3月以上6月未滿	82	82	82	79	98	78	74			
	6月以上9月未滿	83	83	83	80	99	79	75			
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	100	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	101	81	77			
23	3月未滿	85	85	85	81	101	81				
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	102	82				
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	103	83				
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	104	84				
	12月以上	89	89	89	85	105	85				
24	3月未滿	89	89	89	85	105	85				
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	106	86				
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	107	87				
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	108	88				
	12月以上	93	93	93	89	109	89				
25	3月未滿	93	93	93	89	109	89				
	3月以上6月未滿	94	94	94	90	110	90				
	6月以上9月未滿	95	95	95	91	111	91				
	9月以上12月未滿	96	96	96	92	112	92				
	12月以上	97	97	97	93	113	93				
26	3月未滿	97	97	97	93	113	93				
	3月以上6月未滿	98	98	98	94	114	94				
	6月以上9月	99	99	99	95	115	95				

	未滿										
	9月以上12月未滿	100	100	100	96	116	96				
	12月以上	101	101	101	97	117	97				
27	3月未滿	101	101	101	97						
	3月以上6月未滿	102	101	102	98						
	6月以上9月未滿	103	102	103	99						
	9月以上12月未滿	104	102	104	100						
	12月以上	105	103	105	101						
28	3月未滿	105	103	105	101						
	3月以上6月未滿	106	103	106	102						
	6月以上9月未滿	107	104	107	103						
	9月以上12月未滿	108	104	108	104						
	12月以上	109	105	109	105						
29	3月未滿	109	105	109	105						
	3月以上6月未滿	110	106	110	105						
	6月以上9月未滿	111	107	111	106						
	9月以上12月未滿	112	108	112	106						
	12月以上	113	109	113	107						
30	3月未滿	113	109	113	107						
	3月以上6月未滿	114	110	114	107						
	6月以上9月未滿	115	111	115	108						
	9月以上12月未滿	116	112	116	108						
	12月以上	117	113	117	109						
31	3月未滿	117	113	117							
	3月以上6月未滿	118	113	118							
	6月以上9月未滿	119	114	119							
	9月以上12月未滿	120	114	120							
	12月以上	121	115	121							
32	3月未滿	121	115	121							
	3月以上6月未滿	122	115	122							
	6月以上9月	123	116	123							

	未満										
	9月以上12月未満	124	116	124							
	12月以上	125	117	125							
33	3月未満	125	117	125							
	3月以上6月未満	125	117	126							
	6月以上9月未満	125	118	127							
	9月以上12月未満	125	118	128							
	12月以上	125	119	129							
34	3月未満		119	129							
	3月以上6月未満		119	130							
	6月以上9月未満		120	131							
	9月以上12月未満		120	132							
	12月以上		121	133							
35	3月未満		121	133							
	3月以上6月未満		122	133							
	6月以上9月未満		123	133							
	9月以上12月未満		124	133							
	12月以上		125	133							
36	3月未満		125								
	3月以上6月未満		125								
	6月以上9月未満		125								
	9月以上12月未満		125								
	12月以上		125								

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1

2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	1	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	1	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	1	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	1	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	1	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	2	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	3	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	4	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	6	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	7	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	8	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5

8	3月未滿	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	10	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	11	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	12	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	13	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	13	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	14	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	15	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	16	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	17	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	17	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	18	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	19	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	20	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	21	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	21	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	22	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	23	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	24	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	25	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	25	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	26	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	27	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	28	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	29	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	29	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	29	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	30	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	30	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	31	73	53	49	57	45	41	37	33	29

14	3月未滿	31	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	31	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	32	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	32	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	33	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	33	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	34	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	34	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	34	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	34	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	35	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	35	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	35	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿	35	85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	36	86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	36	87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	36	88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上	37	89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿	37	89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿	37	90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿	37	91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿	37	92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上	38	93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿	38	93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿	38	93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿	38	93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿	38	93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上	39	93	77	62	81	69	65	61		

20	3月未満	39		77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満	39		78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満	39		79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満	39		80	63	84	72	68	64		
	12月以上	40		81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81	77			
	3月以上6月未満			90	67	94	82	78			
	6月以上9月未満			91	68	95	83	79			
	9月以上12月未満			92	68	96	84	80			
	12月以上			93	69	97	85	81			
24	3月未満			93	69	97	85	81			
	3月以上6月未満			94	70	98	86	82			
	6月以上9月未満			95	71	99	87	83			
	9月以上12月未満			96	72	100	88	84			
	12月以上			97	73	101	89	85			
25	3月未満			97	73	101		85			
	3月以上6月未満			98	73	102		85			
	6月以上9月未満			99	74	103		85			
	9月以上12月未満			100	74	104		85			
	12月以上			101	75	105		85			



26	3月未滿			101	75	105		85		
	3月以上6月未滿			102	75	105		85		
	6月以上9月未滿			103	76	105		85		
	9月以上12月未滿			104	76	105		85		
	12月以上			105	77	105		85		
27	3月未滿			105	77					
	3月以上6月未滿			106	78					
	6月以上9月未滿			107	79					
	9月以上12月未滿			108	80					
	12月以上			109	81					
28	3月未滿			109	81					
	3月以上6月未滿			110	82					
	6月以上9月未滿			111	83					
	9月以上12月未滿			112	84					
	12月以上			113	85					
29	3月未滿			113						
	3月以上6月未滿			114						
	6月以上9月未滿			115						
	9月以上12月未滿			116						
	12月以上			117						
30	3月未滿			117						
	3月以上6月未滿			118						
	6月以上9月未滿			119						
	9月以上12月未滿			120						
	12月以上			121						
31	3月未滿			121						
	3月以上6月未滿			122						
	6月以上9月未滿			123						
	9月以上12月未滿			124						
	12月以上			125						

32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

ウ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	2	2	1	1
	6月以上9月未満	1	3	3	1	1
	9月以上12月未満	1	4	4	1	1
	12月以上	1	5	5	1	1
3	3月未満	1	5	5	1	1
	3月以上6月未満	1	6	6	2	1
	6月以上9月未満	1	7	7	3	1
	9月以上12月未満	1	8	8	4	1
	12月以上	1	9	9	5	1
4	3月未満	1	9	9	5	1
	3月以上6月未満	1	10	10	6	1
	6月以上9月未満	1	11	11	7	1
	9月以上12月未満	1	12	12	8	1
	12月以上	1	13	13	9	1
5	3月未満	1	13	13	9	1
	3月以上6月未満	1	14	14	10	2
	6月以上9月未満	1	15	15	11	3
	9月以上12月未満	1	16	16	12	4
	12月以上	1	17	17	13	5
6	3月未満	1	17	17	13	5
	3月以上6月未満	2	18	18	14	6
	6月以上9月未満	3	19	19	15	7
	9月以上12月未満	4	20	20	16	8
	12月以上	5	21	21	17	9
7	3月未満	5	21	21	17	9
	3月以上6月未満	6	22	22	18	10
	6月以上9月未満	7	23	23	19	11
	9月以上12月未満	8	24	24	20	12
	12月以上	9	25	25	21	13

8	3月未満	9	25	25	21	13
	3月以上6月未満	10	26	26	22	14
	6月以上9月未満	11	27	27	23	15
	9月以上12月未満	12	28	28	24	16
	12月以上	13	29	29	25	17
9	3月未満	13	29	29	25	17
	3月以上6月未満	14	30	30	26	18
	6月以上9月未満	15	31	31	27	19
	9月以上12月未満	16	32	32	28	20
	12月以上	17	33	33	29	21
10	3月未満	17	33	33	29	21
	3月以上6月未満	18	34	34	30	22
	6月以上9月未満	19	35	35	31	23
	9月以上12月未満	20	36	36	32	24
	12月以上	21	37	37	33	25
11	3月未満	21	37	37	33	25
	3月以上6月未満	22	38	38	34	26
	6月以上9月未満	23	39	39	35	27
	9月以上12月未満	24	40	40	36	28
	12月以上	25	41	41	37	29
12	3月未満	25	41	41	37	29
	3月以上6月未満	26	42	42	38	30
	6月以上9月未満	27	43	43	39	31
	9月以上12月未満	28	44	44	40	32
	12月以上	29	45	45	41	33
13	3月未満	29	45	45	41	33
	3月以上6月未満	30	46	46	42	34
	6月以上9月未満	31	47	47	43	35
	9月以上12月未満	32	48	48	44	36
	12月以上	33	49	49	45	37
14	3月未満	33	49	49	45	37
	3月以上6月未満	34	50	50	46	38
	6月以上9月未満	35	51	51	47	39
	9月以上12月未満	36	52	52	48	40
	12月以上	37	53	53	49	41
15	3月未満	37	53	53	49	41
	3月以上6月未満	38	54	54	50	42
	6月以上9月未満	39	55	55	51	43
	9月以上12月未満	40	56	56	52	44
	12月以上	41	57	57	53	45
16	3月未満	41	57	57	53	45
	3月以上6月未満	42	58	58	54	46
	6月以上9月未満	43	59	59	55	47
	9月以上12月未満	44	60	60	56	48
	12月以上	45	61	61	57	49
	3月未満	45	61	61	57	49
	3月以上6月未満	46	62	62	58	50

17	6 月以上 9 月未滿	47	63	63	59	51
	9 月以上 12 月未滿	48	64	64	60	52
	12 月以上	49	65	65	61	53
18	3 月未滿	49	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未滿	50	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未滿	51	67	67	63	55
	9 月以上 12 月未滿	52	68	68	64	56
	12 月以上	53	69	69	65	57
19	3 月未滿	53	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未滿	54	69	70	66	58
	6 月以上 9 月未滿	55	69	71	67	59
	9 月以上 12 月未滿	56	69	72	68	60
	12 月以上	57	69	73	69	61
20	3 月未滿	57		73	69	61
	3 月以上 6 月未滿	58		74	70	62
	6 月以上 9 月未滿	59		75	71	63
	9 月以上 12 月未滿	60		76	72	64
	12 月以上	61		77	73	65
21	3 月未滿	61		77	73	65
	3 月以上 6 月未滿	62		78	74	66
	6 月以上 9 月未滿	63		79	75	67
	9 月以上 12 月未滿	64		80	76	68
	12 月以上	65		81	77	69
22	3 月未滿	65		81	77	69
	3 月以上 6 月未滿	66		82	78	70
	6 月以上 9 月未滿	67		83	79	71
	9 月以上 12 月未滿	68		84	80	72
	12 月以上	69		85	81	73
23	3 月未滿	69		85	81	73
	3 月以上 6 月未滿	69		86	82	74
	6 月以上 9 月未滿	69		87	83	75
	9 月以上 12 月未滿	69		88	84	76
	12 月以上	69		89	85	77
24	3 月未滿			89	85	
	3 月以上 6 月未滿			90	86	
	6 月以上 9 月未滿			91	87	
	9 月以上 12 月未滿			92	88	
	12 月以上			93	89	
25	3 月未滿			93	89	
	3 月以上 6 月未滿			94	90	
	6 月以上 9 月未滿			95	91	
	9 月以上 12 月未滿			96	92	
	12 月以上			97	93	
26	3 月未滿			97		
	3 月以上 6 月未滿			98		
	6 月以上 9 月未滿			99		
	9 月以上 12 月未滿			100		

	12月以上			101		
27	3月未満			101		
	3月以上6月未満			102		
	6月以上9月未満			103		
	9月以上12月未満			104		
	12月以上			105		
28	3月未満			105		
	3月以上6月未満			106		
	6月以上9月未満			107		
	9月以上12月未満			108		
	12月以上			109		

エ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満				1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1
	12月以上				1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1	1
	12月以上		5	5	1	1	1
3	3月未満		5	5	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	1	1
	6月以上9月未満		7	7	3	1	1
	9月以上12月未満		8	8	4	1	1
	12月以上		9	9	5	1	1
4	3月未満		9	9	5	1	1
	3月以上6月未満		10	10	6	1	1
	6月以上9月未満		11	11	7	1	1
	9月以上12月未満		12	12	8	1	1
	12月以上		13	13	9	1	1
5	3月未満		13	13	9	1	1
	3月以上6月未満		14	14	10	2	1
	6月以上9月未満		15	15	11	3	1
	9月以上12月未満		16	16	12	4	1
	12月以上		17	17	13	5	1
6	3月未満		17	17	13	5	1
	3月以上6月未満		18	18	14	6	1
	6月以上9月未満		19	19	15	7	1
	9月以上12月未満		20	20	16	8	1
	12月以上		21	21	17	9	1
	3月未満		21	21	17	9	1
	3月以上6月未満		22	22	18	10	2

7	6 月以上 9 月未滿	23	23	19	11	3
	9 月以上 12 月未滿	24	24	20	12	4
	12 月以上	25	25	21	13	5
8	3 月未滿	25	25	21	13	5
	3 月以上 6 月未滿	26	26	22	14	6
	6 月以上 9 月未滿	27	27	23	15	7
	9 月以上 12 月未滿	28	28	24	16	8
	12 月以上	29	29	25	17	9
9	3 月未滿	29	29	25	17	9
	3 月以上 6 月未滿	30	30	26	18	10
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27	19	11
	9 月以上 12 月未滿	32	32	28	20	12
	12 月以上	33	33	29	21	13
10	3 月未滿	33	33	29	21	13
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	22	14
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	23	15
	9 月以上 12 月未滿	36	36	32	24	16
	12 月以上	37	37	33	25	17
11	3 月未滿	37	37	33	25	17
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	26	18
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	27	19
	9 月以上 12 月未滿	40	40	36	28	20
	12 月以上	41	41	37	29	21
12	3 月未滿	41	41	37	29	21
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	30	22
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	31	23
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40	32	24
	12 月以上	45	45	41	33	25
13	3 月未滿	45	45	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	35	27
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	36	28
	12 月以上	49	49	45	37	29
14	3 月未滿	49	49	45	37	29
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	38	30
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	39	31
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	40	32
	12 月以上	53	53	49	41	33
15	3 月未滿	53	53	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42	34
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43	35
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	44	36
	12 月以上	57	57	53	45	37
16	3 月未滿	57	57	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46	38
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47	39
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	48	40

	12月以上	61	61	57	49	41
17	3月未滿	61	61	57	49	41
	3月以上6月未滿	62	62	58	50	42
	6月以上9月未滿	63	63	59	51	43
	9月以上12月未滿	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	3月未滿	65	65	61	53	45
	3月以上6月未滿	66	66	62	54	46
	6月以上9月未滿	67	67	63	55	47
	9月以上12月未滿	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	3月未滿	69	69	65	57	49
	3月以上6月未滿	70	70	66	58	50
	6月以上9月未滿	71	71	67	59	51
	9月以上12月未滿	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
20	3月未滿	73	73	69	61	53
	3月以上6月未滿	74	74	70	62	54
	6月以上9月未滿	75	75	71	63	55
	9月以上12月未滿	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	3月未滿	77	77	73	65	57
	3月以上6月未滿	78	78	74	66	58
	6月以上9月未滿	79	79	75	67	59
	9月以上12月未滿	80	80	76	68	60
	12月以上	81	81	77	69	61
22	3月未滿	81	81	77	69	61
	3月以上6月未滿	82	82	78	70	62
	6月以上9月未滿	83	83	79	71	63
	9月以上12月未滿	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65
23	3月未滿	85	85	81	73	65
	3月以上6月未滿	86	86	82	74	66
	6月以上9月未滿	87	87	83	75	67
	9月以上12月未滿	88	88	84	76	68
	12月以上	89	89	85	77	69
24	3月未滿	89	89	85		
	3月以上6月未滿	90	90	86		
	6月以上9月未滿	91	91	87		
	9月以上12月未滿	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
25	3月未滿	93	93	89		
	3月以上6月未滿	94	94	90		
	6月以上9月未滿	95	95	91		
	9月以上12月未滿	96	96	92		
	12月以上	97	97	93		
	3月未滿	97	97			

26	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	109		
	6月以上9月未満	111	109		
	9月以上12月未満	112	109		
	12月以上	113	109		
30	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
31	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	3月未満	121			
	3月以上6月未満	121			
	6月以上9月未満	121			
	9月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則別表第3（附則第4項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である  
職員の号俸の切替表

旧級が行政職給料表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級	
	経過期間	
1	3月未満	9級 1 / 10級 1
	3月以上6月未満	9級 1 / 10級 1
	6月以上9月未満	9級 1 / 10級 1
	9月以上12月未満	9級 1 / 10級 1
	12月以上	9級 1 / 10級 1
	3月未満	9級 1 / 10級 1



2	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1

	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附 則（平成19年3月16日条例第37号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

改正 平成20年3月31日条例第71号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
（医療職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替え）
- 2 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において医療職給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級及び号俸は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の適用を受ける北海道職員の例により決定する。  
（管理職手当に関する経過措置）
- 3 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうち、その者の附則第6項の規定による改正後の平成18年改正条例附則第11項の規定により読み替えられた北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第22項の規定の適用がないものとした場合の給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の給与条例第19条の2第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。  
一部改正〔平成20年条例71号〕
- 4 前項の規定の適用を受ける職員についての給与条例附則第23項の規定の適用については、同項の規定中「第19条の2第2項」とあるのは、「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第37号）附則第3項の規定により読み替えられた第19条の2第2項」

とする。

一部改正〔平成20年条例71号〕

(人事委員会規則への委任)

- 5 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年12月21日条例第69号抄)

〔北海道職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、(中略)平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第71号)

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年北海道条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

- 4 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年6月30日条例第77号)

〔公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年10月14日条例第91号抄)

〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第14号抄)

〔北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成21年5月29日条例第61号)

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給

する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、知事は、この条例の施行後に人事委員会の行う同年の給与に係る勧告後において、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下この表において「新条例」という。）附則第25項の規定による読替え前の新条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新条例附則第25項の規定による読替え後の新条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
新条例附則第25項の規定による読替え前の新条例第22条の4第2項	新条例附則第25項の規定による読替え後の新条例第22条の4第2項

附 則（平成21年11月30日条例第99号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項（これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの、道職員給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表（1）若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員若しくは同条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（平成21年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の2第2項、道職員給与条例第11条の2第2項及び学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（警察職員給与条例第14条の3、道職員給与条例第12

条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、8（平成21年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
警察職員給与条例第5条第1項第1号に規定する公安職給料表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	3級	1号俸から32号俸まで
	4級	1号俸から16号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第2号、道職員給与条例第4条第1項第1号又は学校職員給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第3号又は道職員給与条例第4条第1項第2号に規定する海事職給料表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第4号又は道職員給与条例第4条第1項第3号に規定する研究職給料表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表及び道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第4号イに規定する医療職給料表(2)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成22年3月31日条例第26号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成22年3月31日条例第27号抄）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第56号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第22条第2項（同条第3項、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第53号。以下「平成22年道職員改正条例」という。）第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第6条第2項又は平成22年道職員改正条例第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第9条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項（これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第28項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第28項の規定、平成22年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例附則第29項の規定又は北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第54号）第1条の規定による改正後の学校職員給与条例附則第27項の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）が施行されていたとした場合においてもこれらの項の規定の適用を受けず、かつ、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第8項から第10項までの規定又は北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第8項から第10項までの規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。）の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの若しくは道職員給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の2第2項、道職員給与条例第11条の2第2項及び学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特勤手当（警察職員給与条例第14条の3、道職員給与条例第12条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.29を乗じて得た額に、8（平成22年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
警察職員給与条例第5条第1項第1号に規定する公安職給料表	1級	1号俸から92号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から72号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで
	6級	1号俸から24号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第2号、道職員給与条例第4条第1項第1号又は学校職員給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第3号又は道職員給与条例第4条第1項第2号に規定する海事職給料表	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第4号又は道職員給与条例第4条第1項第3号に規定する研究職給料表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第5号	1級	1号俸から96号俸まで

に規定する医療職給料表又は道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)	2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から80号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から8号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第4号イに規定する医療職給料表(2)	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から85号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から12号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)	1級 2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から24号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)	1級 2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から40号俸まで
市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表	1級 2級 特2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から48号俸まで 1号俸から40号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.29を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第28項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

6 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正)

7 北海道職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

8 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年3月18日条例第28号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き同一の疾病（結核性疾患又はこの条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例第15条ただし書の人事委員会規則で定める場合に係るものに限る。）の療養のため北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第12条に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しない職員に対するこの条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第15条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「90日」とあるのは、「1年」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成23年11月30日条例第55号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。  
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年北海道条例第52号。以下「平成23年道職員改正条例」という。）第2条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第6条第2項又は平成23年道職員改正条例第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第9条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項（これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第28項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第8項から第10項までの規定又は北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第8項から第10項までの規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。）の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの、道職員給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員若しくは同条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸から3号俸までの号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該

日のうち人事委員会規則で定める日) ) において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の2第2項、道職員給与条例第11条の2第2項及び学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特勤勤務手当（警察職員給与条例第14条の3、道職員給与条例第12条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、8（平成23年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
警察職員給与条例第5条第1項第1号に規定する公安職給料表	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級	1号俸から104号俸まで 1号俸から96号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から68号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から36号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から16号俸まで 1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第2号、道職員給与条例第4条第1項第1号又は学校職員給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級	1号俸から93号俸まで 1号俸から76号俸まで 1号俸から60号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から36号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から16号俸まで 1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第3号又は道職員給与条例第4条第1項第2号に規定する海事職給料表	1級 2級 3級 4級 5級	1号俸から69号俸まで 1号俸から69号俸まで 1号俸から68号俸まで 1号俸から52号俸まで 1号俸から40号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第4号又は道職員給与条例第4条第1項第3号に規定する研究職給料表	1級 2級 3級 4級 5級	1号俸から108号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から52号俸まで 1号俸から36号俸まで 1号俸から16号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表又は道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から108号俸まで 1号俸から92号俸まで 1号俸から68号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から40号俸まで 1号俸から20号俸まで

	7級	1号俸から4号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第4号イに規定する医療職給料表(2)	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から24号俸まで
	7級	1号俸から8号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)	1級	1号俸から104号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から36号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)	1級	1号俸から104号俸まで
	2級	1号俸から96号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表	1級	1号俸から104号俸まで
	2級	1号俸から96号俸まで
	特2級	1号俸から60号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.34を乗じて得た額

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成24年3月30日条例第76号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条の3の規定の適用を受けている職員（同日における地域手当の支給の状況等を考慮して任命権者が別に定める職員に限る。）に対する当該適用に係る異動等又は在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において改正前の条例第12条の2の規定の適用を受けている職員（同条第2項第1号から第3号までの級地に係る地域手当の支給を受けている職員に限る。）が施行日から平成27年3月31日までの間においてその在勤する地域若しくは部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給並びに施行日の前日において道外の在勤に係る改正前の条例第12条の3第2項に規定する職員以外の地方公務員等であった者（給料表の適用を受ける職員から引き続き当該職員以外の地方公務員等となった者に限る。）が施行日から平成27年3月31日までの間において引き続き給料表の適用を受ける職員となり、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第12条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び部局以外の地域又は部局に在勤することとなった場合における当該職員に対する当該在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合を除き、改正前の条例第12条の3第2項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第76号）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第13条第4項に規定する職員以外

の地方公務員等」と、「前条第2項第1号」とあるのは「同条例第12条の2第2項第1号」と、「前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる」とあるのは「任命権者が必要があると認める」と、「人事委員会規則の定めるところにより、同項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」とする。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 6 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の育児休業等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 7 次に掲げる条例の規定中「まで、第12条の3」を「まで」に改める。

（1）北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第23条第2項

（2）一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第10条第2項

附 則（平成25年6月28日条例第35号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 3 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年12月20日条例第77号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例中第24条の改正規定は平成26年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

- 2 この条例（附則に2項を加える改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）附則第41項の規定並びに附則第5項の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）及び北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の規定は平成25年4月1日から、改正後の給与条例附則第42項の規定は同年6月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 5 次に掲げる条例の規定中「附則第39項」の次に「及び第41項」を加える。

（1）北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第8項

(2) 北海道職員等の退職手当に関する条例附則第35項

附 則 (平成26年3月28日条例第80号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(人事委員会規則への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 3 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年12月24日条例第127号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(附則第3項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。  
(適用日前の異動者の号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成27年3月20日条例第34号)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

改正 平成28年3月31日条例第74号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(施行日前の異動者の号俸の調整)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下この項及び附則第7項において「改正後の給与条例」という。)附則第28項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額は、改正後の給与条例附則第28項、第29項、第

36項又は第43項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。

一部改正〔平成28年条例74号〕

- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員（平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員を除く。）に関する北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第5項（同条例第22条の4第4項において準用する場合及び北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第43項の規定の適用については、北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、同条例附則第43項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額」と、「附則第28項」とあるのは「附則第28項並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項まで」と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料の月額は第5条及び第6条並びに平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定により定められる額とし、」と、「第5条」とあるのは「第5条」とする。

一部改正〔平成28年条例74号〕

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条の2第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の2第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（人事委員会規則への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成28年3月15日条例第5号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成28年3月31日条例第24号抄)

〔地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第30号)

〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日条例第74号)

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則別表(イの行政職給料表等級別基準職務表の専門主任に係る部分に限る。)の規定 平成29年4月1日

(2) 附則第4項から第6項までの規定 平成31年4月1日  
(公安職給料表等級別基準職務表等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間における職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第5条第4項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、同項に規定する期間における改正後の給与条例附則第45項に規定する職員の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第45項の規定にかかわらず、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年北海道条例第27号)附則別表エの医療職給料表(1)等級別基準職務表のとおりとし、当該等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

(職務の級に関する経過措置)

- 4 平成31年4月1日(以下「新基準適用日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、新基準適用日においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日において属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)より下位の職務の級となるものは、新基準適用日後最初に旧級又は旧級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第45項の規定にかかわらず、旧級に属するものとする。ただし、新基準適用日以後に北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号。以下「分限条例」という。)第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

- 5 新基準適用日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、新基準適用日以後において給料表の適用を異にする異動(以下この項において「給料表異動」という。)をした職員で、当該給料表異動後の職務の級が新基準適用日の前日に給料表異動をしたものとした場合に属することとなる職務の級(以下この項において「給料表異動みなし級」という。)より下位の職務の級となるもの(新基準適用日から給料表異動の日の前日までの間に前項ただし書に規定する職員に該当することとなった者を除く。)は、給料表異動の日後最初に給料表異動みなし級又は給料表異動みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第45項の規定にかかわらず、給料表異動みなし級に属するものとする。ただし、給料表異動の日以後に分限条例第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職

務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

6 新基準適用日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、次に掲げる者から公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用その他任命権者の定める採用により引き続いて職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この項において「給料表適用日」という。）においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日に新たに給料表の適用を受けたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「特定採用みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表適用日の前日までの間に附則第4項ただし書に規定する職員に準ずる給与上の取扱いを受けた者を除く。）は、給料表適用日後最初に特定採用みなし級又は特定採用みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第45項の規定にかかわらず、特定採用みなし級に属するものとする。ただし、給料表適用日以後に分限条例第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
- (2) 職員以外の地方公務員
- (3) 国家公務員
- (4) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で、法令の規定に基づき道にその業務が移管される機関に勤務するもの
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職した者であって当該退職の日から1年を経過しないもの
- (7) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者
- (8) 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者  
(昇給に関する経過措置)

7 この条例の施行の日後1年間において行われる改正後の給与条例第6条第4項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

10 北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

11 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則別表（附則第2項関係）

ア 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------



1級	巡査の職務
2級	1 巡査長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を処理する巡査長の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務 3 特に困難な業務を処理する巡査長の職務
5級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を処理する係長の職務
6級	1 本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 2 警察署の副署長又は困難な業務を処理する警察署の課長の職務
7級	1 困難な業務を処理する本部の調査官又は特に困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する警察署の副署長又は特に困難な業務を処理する警察署の課長の職務
8級	1 本部の課長の職務 2 警察署の長又は特に困難な業務を処理する警察署の副署長の職務
9級	1 本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務 2 困難な業務を処理する警察署の長の職務

備考 この表において「本部」とは、北海道警察本部及び方面本部をいう。この行政職給料表等級別基準職務表において同じ。

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 専門主任又は特に困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 本部の調査官又は課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 特に困難な業務を処理する係長の職務
6級	1 困難な業務を処理する本部の調査官又は課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する警察署の課長の職務
7級	本部の課長の職務
8級	本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務
9級	困難な業務を処理する本部の参事官の職務

ウ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う船員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う船員の職務
3級	1 船長又は機関長の職務 2 困難な業務を行う船員の職務
4級	困難な業務を処理する船長又は機関長の職務

エ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	上級の研究職員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究職員の職務
2 級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究職員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究職員の概括的な指導の下に研究を行う研究職員の職務
3 級	1 科学捜査研究所の科長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究職員の職務
4 級	科学捜査研究所の主任研究官又は困難な業務を処理する科学捜査研究所の科長の職務
5 級	科学捜査研究所の長の職務

オ 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
2 級	保健師の職務
3 級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う保健師の職務
4 級	1 係長の職務 2 特に困難な業務を処理する主任の職務
5 級	1 北海道警察本部の課長補佐の職務 2 特に困難な業務を処理する係長の職務 3 極めて困難な業務を処理する主任の職務
6 級	困難な業務を処理する北海道警察本部の課長補佐の職務

附 則（平成28年12月22日条例第111号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族である配偶者」という。）については1万円、前項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については、1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がいない場合にあっては、そのうち1人については、9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」

と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は」と、「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成29年12月18日条例第75号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第15条及び第21条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（平成29年12月規則第74号で、同29年12月22日から施行）

- 2 この条例（第15条及び第21条の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（同項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成30年3月30日条例第39号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）
- 2 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年12月25日条例第69号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第11条第1項にただし書を加える改正規定並びに同条第3項及び第4項、第12条並びに第22条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（平成30年12月規則第76号で、同30年12月25日から施行）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政8級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、同条第1項中「扶養親族（行政9级以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」がある場合、行政9级以上職員等から行政9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9级以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9级以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9级以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政9级以上職員等から行政9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9级以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9级以上職員等以外の職員から行政9级以上職員等となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9级以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9级以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9级以上職員等」とあるのは「行政8级以上職員等が行政8级以上職員等」と、同項第6号中「行政8級職員等及び行政9级以上職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、「が行政8級職員等」とあるのは「が行政8级以上職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（令和元年10月16日条例第22号）

〔地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる非常勤職員である者

のうち施行日において引き続き地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員となった者には、当分の間、第4条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第22条、第12条の規定による改正後の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条、第13条の規定による改正後の北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条、第14条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第22条及び第16条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第25条の規定にかかわらず、給料表の適用を受ける職員との権衡及び施行日前においてこれらの職員が受けていた報酬の額等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定めるところにより、報酬を支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例第25条の規定の適用を受けていたもの

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則（令和元年10月16日条例第23号抄）

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第41号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の4の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例（第6条及び第12条の4の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（令和2年3月31日条例第10号）

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日条例第94号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日条例第43号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第42号）

〔地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(後略)

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

53 第18条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「新警察職員給与条例」という。）附則第49項から第58項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

54 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月

額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道地方警察職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表又は同条例附則第45項において定めのあることとされる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 55 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 56 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道地方警察職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表又は同条例附則第45項において定めのあることとされる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 57 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員給与条例第13条第2項並びに第16条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 58 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員給与条例第22条第3項の規定を適用する。
- 59 新警察職員給与条例第22条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 60 北海道地方警察職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第10条から第12条まで、第14条の2、第14条の3並びに第23条並びに新警察職員給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。  
(人事委員会規則への委任)
- 61 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附 則（令和4年12月27日条例第54号）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 174,50	円 190,20	円 215,10	円 254,90	円 296,30	円 321,30	円 347,60	円 381,90	円 422,80

	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	176, 20	191, 90	217, 10	256, 70	298, 10	323, 50	349, 80	384, 10	424, 60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	178, 00	193, 70	219, 10	258, 50	299, 90	325, 60	352, 10	386, 00	426, 50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	179, 70	195, 50	221, 10	260, 30	301, 90	327, 60	354, 30	388, 10	428, 40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	181, 10	197, 30	223, 10	262, 00	303, 60	328, 70	356, 30	389, 80	429, 80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	183, 00	199, 40	224, 90	263, 80	305, 50	330, 60	358, 40	391, 80	431, 50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	184, 80	201, 60	226, 90	265, 40	307, 50	332, 80	360, 60	393, 60	433, 10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	186, 70	203, 80	228, 80	267, 10	309, 60	334, 80	362, 80	395, 40	434, 60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	188, 30	205, 80	230, 90	268, 20	311, 40	336, 50	364, 50	397, 10	436, 20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	190, 00	208, 10	232, 70	269, 70	313, 60	338, 80	366, 70	399, 10	437, 90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	191, 70	210, 60	234, 50	271, 00	315, 70	341, 00	368, 70	401, 10	439, 50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	193, 40	212, 90	236, 30	272, 20	317, 70	343, 30	370, 90	403, 20	441, 10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	195, 10	214, 90	238, 10	273, 50	319, 70	345, 30	372, 70	404, 90	442, 20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	197, 10	216, 70	240, 00	274, 80	321, 60	347, 40	374, 80	407, 00	443, 80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	199, 10	218, 50	241, 90	275, 80	323, 20	349, 60	376, 80	409, 00	445, 60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	201, 10	220, 30	243, 80	277, 00	324, 80	351, 70	378, 90	411, 10	447, 40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	203, 20	222, 20	245, 30	277, 70	326, 50	353, 70	380, 50	412, 80	449, 00
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	205, 30	223, 90	247, 10	279, 10	328, 80	355, 70	382, 50	414, 50	450, 80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	207, 60	225, 80	248, 90	280, 40	330, 90	357, 70	384, 40	416, 20	452, 60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	209, 90	227, 60	250, 70	281, 70	333, 20	359, 80	386, 40	417, 80	454, 30
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	212, 00	229, 30	252, 30	283, 00	335, 10	361, 50	388, 10	419, 50	455, 90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	213, 80	231, 10	253, 60	284, 00	337, 10	363, 50	390, 20	421, 10	457, 60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	215, 50	232, 90	254, 80	285, 30	339, 20	365, 30	392, 30	422, 50	459, 20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

24	217, 30 0	234, 70 0	256, 10 0	286, 50 0	341, 20 0	367, 40 0	394, 30 0	424, 00 0	461, 00 0
25	219, 20 0	236, 30 0	257, 30 0	287, 50 0	343, 10 0	369, 10 0	396, 00 0	425, 30 0	462, 50 0
26	220, 90 0	238, 00 0	258, 50 0	289, 10 0	345, 20 0	371, 10 0	398, 00 0	426, 70 0	463, 90 0
27	222, 70 0	239, 70 0	259, 80 0	290, 80 0	347, 10 0	373, 10 0	400, 10 0	428, 20 0	465, 40 0
28	224, 40 0	241, 30 0	260, 90 0	292, 40 0	349, 10 0	375, 10 0	402, 20 0	429, 80 0	466, 70 0
29	226, 30 0	242, 50 0	261, 80 0	294, 30 0	350, 90 0	376, 90 0	403, 70 0	431, 10 0	467, 90 0
30	228, 10 0	244, 30 0	262, 80 0	296, 20 0	353, 00 0	379, 00 0	405, 50 0	432, 80 0	468, 60 0
31	229, 90 0	246, 10 0	264, 00 0	297, 90 0	354, 80 0	381, 10 0	407, 20 0	434, 50 0	469, 30 0
32	231, 70 0	247, 90 0	265, 00 0	299, 70 0	356, 90 0	383, 10 0	408, 90 0	436, 10 0	470, 00 0
33	233, 30 0	249, 30 0	265, 50 0	301, 30 0	358, 30 0	385, 00 0	410, 60 0	437, 50 0	470, 50 0
34	235, 00 0	250, 80 0	266, 70 0	303, 00 0	360, 30 0	387, 10 0	412, 10 0	439, 20 0	471, 30 0
35	236, 70 0	252, 10 0	267, 70 0	304, 80 0	362, 20 0	389, 20 0	413, 70 0	440, 90 0	472, 00 0
36	238, 40 0	253, 50 0	268, 70 0	306, 50 0	364, 30 0	391, 10 0	415, 20 0	442, 50 0	472, 60 0
37	239, 60 0	254, 70 0	269, 50 0	308, 20 0	366, 20 0	392, 80 0	416, 50 0	443, 90 0	472, 90 0
38	241, 40 0	256, 00 0	270, 40 0	309, 80 0	368, 30 0	394, 30 0	418, 00 0	444, 60 0	473, 50 0
39	243, 20 0	257, 20 0	271, 40 0	311, 60 0	370, 30 0	395, 60 0	419, 50 0	445, 30 0	474, 00 0
40	245, 00 0	258, 20 0	272, 20 0	313, 10 0	372, 30 0	397, 00 0	421, 00 0	446, 00 0	474, 50 0
41	246, 40 0	259, 20 0	273, 20 0	314, 50 0	374, 30 0	398, 20 0	422, 50 0	446, 40 0	475, 00 0
42	247, 80 0	260, 30 0	274, 30 0	316, 00 0	376, 40 0	399, 30 0	423, 80 0	447, 00 0	475, 40 0
43	249, 10 0	261, 30 0	275, 30 0	317, 70 0	378, 50 0	400, 30 0	425, 10 0	447, 70 0	475, 80 0
44	250, 30 0	262, 30 0	276, 10 0	319, 40 0	380, 50 0	401, 30 0	426, 30 0	448, 30 0	476, 20 0
45	251, 40 0	262, 90 0	277, 20 0	321, 10 0	382, 20 0	402, 50 0	427, 30 0	449, 10 0	476, 50 0



46	252,50 0	264,00 0	278,60 0	323,00 0	383,90 0	403,70 0	428,00 0	449,80 0
47	253,50 0	264,90 0	279,90 0	324,90 0	385,50 0	404,80 0	428,80 0	450,30 0
48	254,30 0	266,00 0	281,30 0	326,70 0	387,20 0	406,00 0	429,60 0	450,80 0
49	255,00 0	266,80 0	283,00 0	328,10 0	388,60 0	407,30 0	430,10 0	451,30 0
50	255,90 0	267,80 0	284,70 0	329,70 0	389,60 0	408,10 0	430,50 0	451,60 0
51	257,00 0	268,80 0	286,20 0	331,10 0	390,60 0	408,90 0	430,90 0	451,90 0
52	258,00 0	269,70 0	287,60 0	332,80 0	391,60 0	409,60 0	431,20 0	452,30 0
53	258,50 0	270,70 0	289,00 0	334,30 0	392,90 0	410,10 0	431,50 0	452,70 0
54	259,70 0	271,40 0	290,60 0	336,00 0	394,00 0	410,80 0	431,90 0	452,90 0
55	260,50 0	272,40 0	292,20 0	337,60 0	395,10 0	411,50 0	432,20 0	453,20 0
56	261,60 0	273,30 0	293,70 0	339,40 0	396,30 0	412,10 0	432,50 0	453,40 0
57	262,50 0	274,30 0	295,10 0	340,30 0	397,60 0	412,80 0	432,80 0	453,80 0
58	263,30 0	275,80 0	296,70 0	342,00 0	398,40 0	413,20 0	433,10 0	454,00 0
59	264,10 0	277,00 0	298,40 0	343,60 0	399,20 0	413,80 0	433,40 0	454,20 0
60	264,90 0	278,40 0	300,00 0	345,20 0	399,90 0	414,40 0	433,70 0	454,40 0
61	265,70 0	279,90 0	301,40 0	346,80 0	400,40 0	414,80 0	434,00 0	454,80 0
62	266,30 0	281,50 0	303,00 0	348,50 0	401,10 0	415,40 0	434,30 0	455,00 0
63	267,10 0	282,80 0	304,60 0	350,20 0	401,80 0	415,90 0	434,60 0	455,20 0
64	267,70 0	284,30 0	306,10 0	351,90 0	402,50 0	416,40 0	434,90 0	455,40 0
65	268,80 0	285,60 0	307,40 0	353,50 0	402,80 0	416,90 0	435,20 0	455,80 0
66	270,00 0	286,80 0	309,10 0	355,10 0	403,50 0	417,50 0	435,50 0	456,00 0
67	271,00 0	288,20 0	310,50 0	356,70 0	404,20 0	417,90 0	435,80 0	456,20 0
68	271,90	289,40	312,20	358,30	404,80	418,40	436,10	456,40

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	273,00	290,90	313,60	359,50	405,20	418,80	436,30	456,80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	274,40	292,30	315,00	360,90	405,70	419,10	436,60		
	0	0	0	0	0	0	0		
71	275,60	293,80	316,30	362,20	406,30	419,40	436,90		
	0	0	0	0	0	0	0		
72	276,90	295,10	317,80	363,60	406,80	419,70	437,20		
	0	0	0	0	0	0	0		
73	277,90	296,30	318,50	364,80	407,30	420,00	437,40		
	0	0	0	0	0	0	0		
74	279,10	297,60	320,10	366,00	407,70	420,30	437,70		
	0	0	0	0	0	0	0		
75	280,40	298,90	321,60	367,30	408,20	420,60	438,00		
	0	0	0	0	0	0	0		
76	281,40	300,20	323,30	368,60	408,70	420,90	438,30		
	0	0	0	0	0	0	0		
77	282,50	301,10	325,10	369,90	409,20	421,10	438,50		
	0	0	0	0	0	0	0		
78	283,70	302,60	326,80	371,10	409,70	421,40	438,80		
	0	0	0	0	0	0	0		
79	284,80	303,80	328,40	372,30	410,30	421,70	439,10		
	0	0	0	0	0	0	0		
80	285,50	305,30	330,00	373,50	410,80	422,00	439,40		
	0	0	0	0	0	0	0		
81	286,60	306,60	331,70	374,70	411,20	422,20	439,60		
	0	0	0	0	0	0	0		
82	287,70	308,00	333,40	375,90	411,80	422,50	439,90		
	0	0	0	0	0	0	0		
83	288,80	309,10	335,00	377,00	412,30	422,80	440,20		
	0	0	0	0	0	0	0		
84	289,90	310,50	336,70	378,20	412,50	423,00	440,50		
	0	0	0	0	0	0	0		
85	291,00	311,40	338,10	379,30	412,80	423,20	440,70		
	0	0	0	0	0	0	0		
86	292,20	312,90	339,60	379,90	413,30	423,50			
	0	0	0	0	0	0			
87	293,10	314,20	341,10	380,40	413,60	423,80			
	0	0	0	0	0	0			
88	294,30	315,70	342,60	381,00	413,90	424,00			
	0	0	0	0	0	0			
89	295,30	317,20	343,90	381,60	414,20	424,20			
	0	0	0	0	0	0			
90	296,50	318,70	345,10	382,20	414,60	424,50			

	0	0	0	0	0	0
91	297,60	320,10	346,40	382,80	415,00	424,80
	0	0	0	0	0	0
92	298,80	321,60	347,70	383,40	415,40	425,00
	0	0	0	0	0	0
93	299,30	322,90	349,10	383,70	415,70	425,20
	0	0	0	0	0	0
94	300,60	324,20	350,60	384,20	416,10	
	0	0	0	0	0	
95	301,70	325,60	352,10	384,80	416,50	
	0	0	0	0	0	
96	303,00	326,90	353,60	385,30	416,90	
	0	0	0	0	0	
97	304,10	328,10	354,90	385,70	417,20	
	0	0	0	0	0	
98	305,30	329,40	356,10	386,10		
	0	0	0	0		
99	306,50	330,70	357,20	386,70		
	0	0	0	0		
100	307,70	332,00	358,40	387,20		
	0	0	0	0		
101	308,90	333,40	359,50	387,60		
	0	0	0	0		
102	309,90	334,30	360,60	388,10		
	0	0	0	0		
103	311,00	335,40	361,70	388,70		
	0	0	0	0		
104	312,00	336,60	362,90	389,20		
	0	0	0	0		
105	312,80	337,70	364,10	389,50		
	0	0	0	0		
106	313,40	338,80	364,60	389,90		
	0	0	0	0		
107	314,00	339,80	365,20	390,40		
	0	0	0	0		
108	314,70	340,90	365,80	390,70		
	0	0	0	0		
109	315,20	342,10	366,40	391,00		
	0	0	0	0		
110	315,70	343,10	366,90	391,50		
	0	0	0	0		
111	316,20	344,10	367,40	392,00		
	0	0	0	0		
112	316,80	345,00	367,90	392,50		
	0	0	0	0		

113	317,60	345,90	368,30	392,80
	0	0	0	0
114	318,30	346,80	368,70	393,30
	0	0	0	0
115	319,00	347,80	369,30	393,80
	0	0	0	0
116	319,70	348,80	369,80	394,30
	0	0	0	0
117	320,30	349,80	370,20	394,60
	0	0	0	0
118	321,10	350,30	370,70	395,10
	0	0	0	0
119	321,80	350,90	371,30	395,60
	0	0	0	0
120	322,60	351,50	371,80	396,10
	0	0	0	0
121	323,20	351,80	372,00	396,50
	0	0	0	0
122	323,50	352,20	372,50	397,00
	0	0	0	0
123	324,00	352,70	373,00	397,40
	0	0	0	0
124	324,50	353,10	373,40	397,90
	0	0	0	0
125	324,80	353,50	373,90	398,30
	0	0	0	0
126		353,90	374,40	
		0	0	
127		354,40	374,90	
		0	0	
128		354,80	375,40	
		0	0	
129		355,20	375,70	
		0	0	
130		355,60	376,20	
		0	0	
131		356,00	376,70	
		0	0	
132		356,40	377,20	
		0	0	
133		356,60	377,50	
		0	0	
134		357,10	378,00	
		0	0	

	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

全部改正〔令和元年条例41号・4年条例54号〕、一部改正〔令和4年条例42号〕

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400	円 521,700
	2	円 151,200	円 200,300	円 236,000	円 267,700	円 292,900	円 321,400	円 365,500	円 410,500	円 461,500	円 524,600
	3	円 152,400	円 202,100	円 237,500	円 269,200	円 295,000	円 323,700	円 367,900	円 413,000	円 464,500	円 527,700

4	153,50 0	203,90 0	239,00 0	271,00 0	297,00 0	325,90 0	370,50 0	415,40 0	467,50 0	530,80 0
5	154,60 0	205,40 0	240,30 0	272,70 0	298,80 0	328,10 0	372,40 0	417,30 0	470,50 0	533,90 0
6	155,70 0	207,20 0	241,90 0	274,50 0	300,80 0	330,10 0	374,90 0	419,60 0	473,50 0	536,20 0
7	156,80 0	209,00 0	243,40 0	276,30 0	302,60 0	332,30 0	377,20 0	421,70 0	476,50 0	538,70 0
8	157,90 0	210,80 0	244,90 0	278,30 0	304,20 0	334,50 0	379,70 0	423,90 0	479,60 0	541,10 0
9	158,90 0	212,40 0	246,00 0	280,20 0	306,10 0	336,40 0	382,10 0	425,90 0	482,30 0	543,50 0
10	160,30 0	214,20 0	247,50 0	282,20 0	308,40 0	338,60 0	384,80 0	428,00 0	485,40 0	545,30 0
11	161,60 0	216,00 0	249,00 0	284,10 0	310,60 0	340,60 0	387,40 0	430,10 0	488,40 0	547,10 0
12	162,90 0	217,80 0	250,30 0	286,00 0	312,90 0	342,80 0	390,10 0	432,20 0	491,50 0	549,00 0
13	164,10 0	219,20 0	251,80 0	287,90 0	315,00 0	344,60 0	392,50 0	433,90 0	494,20 0	550,70 0
14	165,60 0	221,00 0	253,00 0	289,70 0	317,10 0	346,60 0	394,80 0	435,70 0	496,50 0	552,10 0
15	167,10 0	222,70 0	254,30 0	291,20 0	319,30 0	348,60 0	397,00 0	437,70 0	498,80 0	553,40 0
16	168,70 0	224,50 0	255,50 0	292,60 0	321,40 0	350,60 0	399,40 0	439,70 0	501,10 0	554,50 0
17	169,80 0	226,10 0	256,80 0	294,40 0	323,30 0	352,30 0	401,20 0	441,60 0	503,20 0	555,80 0
18	171,20 0	227,80 0	258,20 0	296,40 0	325,30 0	354,30 0	403,20 0	443,40 0	504,60 0	556,80 0
19	172,60 0	229,40 0	259,60 0	298,50 0	327,30 0	356,10 0	405,10 0	445,20 0	506,10 0	557,70 0
20	174,00 0	230,90 0	261,10 0	300,50 0	329,30 0	358,00 0	406,90 0	446,90 0	507,50 0	558,60 0
21	175,30 0	232,20 0	262,70 0	302,40 0	331,00 0	359,90 0	408,80 0	448,70 0	508,70 0	559,50 0
22	177,80 0	233,80 0	264,40 0	304,50 0	333,10 0	361,80 0	410,60 0	450,20 0	510,10 0	
23	180,30 0	235,40 0	266,00 0	306,50 0	335,10 0	363,80 0	412,40 0	451,60 0	511,60 0	
24	182,80 0	236,90 0	267,60 0	308,60 0	337,20 0	365,70 0	414,30 0	453,10 0	513,10 0	
25	185,20 0	237,90 0	269,40 0	310,30 0	338,60 0	367,70 0	416,10 0	454,50 0	514,20 0	

26	186, 90 0	239, 40 0	271, 20 0	312, 40 0	340, 50 0	369, 60 0	417, 60 0	455, 80 0	515, 30 0
27	188, 50 0	240, 70 0	272, 90 0	314, 40 0	342, 40 0	371, 60 0	419, 10 0	457, 10 0	516, 50 0
28	190, 20 0	241, 90 0	274, 60 0	316, 40 0	344, 30 0	373, 60 0	420, 70 0	458, 30 0	517, 70 0
29	191, 70 0	243, 10 0	276, 20 0	318, 10 0	345, 90 0	375, 10 0	422, 30 0	459, 30 0	518, 70 0
30	193, 40 0	244, 10 0	277, 90 0	320, 10 0	347, 80 0	376, 90 0	423, 60 0	460, 00 0	519, 60 0
31	195, 20 0	245, 10 0	279, 70 0	322, 20 0	349, 70 0	378, 70 0	424, 90 0	460, 80 0	520, 50 0
32	196, 90 0	246, 10 0	281, 20 0	324, 30 0	351, 50 0	380, 30 0	426, 10 0	461, 50 0	521, 40 0
33	198, 50 0	247, 20 0	282, 40 0	325, 50 0	353, 40 0	382, 10 0	427, 30 0	462, 20 0	522, 20 0
34	199, 90 0	248, 10 0	284, 10 0	327, 50 0	355, 20 0	383, 50 0	428, 60 0	463, 00 0	523, 10 0
35	201, 40 0	249, 00 0	285, 70 0	329, 40 0	357, 00 0	385, 00 0	429, 90 0	463, 70 0	523, 80 0
36	202, 90 0	250, 00 0	287, 40 0	331, 50 0	358, 70 0	386, 60 0	431, 10 0	464, 30 0	524, 30 0
37	204, 20 0	250, 90 0	289, 00 0	333, 40 0	360, 10 0	388, 00 0	432, 30 0	464, 80 0	525, 00 0
38	205, 50 0	252, 20 0	290, 70 0	335, 30 0	361, 40 0	389, 20 0	433, 10 0	465, 40 0	525, 60 0
39	206, 70 0	253, 40 0	292, 50 0	337, 30 0	362, 80 0	390, 40 0	433, 90 0	466, 00 0	526, 40 0
40	208, 00 0	254, 70 0	294, 30 0	339, 20 0	364, 20 0	391, 50 0	434, 70 0	466, 60 0	527, 00 0
41	209, 30 0	256, 00 0	295, 80 0	341, 10 0	365, 50 0	392, 60 0	435, 30 0	467, 10 0	527, 50 0
42	210, 60 0	257, 40 0	297, 50 0	343, 00 0	366, 40 0	393, 80 0	436, 00 0	467, 60 0	528, 10 0
43	211, 90 0	258, 60 0	299, 00 0	344, 80 0	367, 50 0	395, 00 0	436, 70 0	468, 00 0	528, 90 0
44	213, 20 0	259, 80 0	300, 60 0	346, 70 0	368, 60 0	396, 10 0	437, 40 0	468, 30 0	529, 50 0
45	214, 30 0	260, 90 0	302, 20 0	348, 20 0	369, 40 0	396, 80 0	438, 20 0	468, 60 0	530, 00 0
46	215, 60 0	262, 10 0	303, 90 0	349, 60 0	370, 30 0	397, 50 0	439, 00 0		
47	216, 90 0	263, 40 0	305, 50 0	351, 10 0	371, 20 0	398, 20 0	439, 40 0		
48	218, 20	264, 50	307, 20	352, 60	372, 10	398, 90	440, 10		

		0	0	0	0	0	0	0
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	0	0	0	0	0	0	0	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	0	0	0	0	0	0	0	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	0	0	0	0	0	0	0	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	0	0	0	0	0	0	0	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	0	0	0	0	0	0	0	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	0	0	0	0	0	0	0	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	0	0	0	0	0	0	0	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	0	0	0	0	0	0	0	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	0	0	0	0	0	0	0	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	0	0	0	0	0	0	0	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	0	0	0	0	0	0	0	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	0	0	0	0	0	0	0	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	0	0	0	0	0	0	0	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	0	0	0	0	0	0		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	0	0	0	0	0	0		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	0	0	0	0	0	0		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	0	0	0	0	0	0		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	0	0	0	0	0	0		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	0	0	0	0	0	0		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	0	0	0	0	0	0		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	0	0	0	0	0	0		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		

定年前再  
任用  
短時間勤  
務職員以  
外の職員



	0	0	0	0	0	0
71	235,60	286,60	332,30	370,60	386,50	406,70
	0	0	0	0	0	0
72	236,30	287,40	333,00	371,20	387,10	407,00
	0	0	0	0	0	0
73	237,00	288,20	333,50	371,50	387,40	407,20
	0	0	0	0	0	0
74	237,60	288,70	334,10	372,10	387,80	407,50
	0	0	0	0	0	0
75	238,20	289,10	334,60	372,80	388,20	407,80
	0	0	0	0	0	0
76	238,70	289,60	335,20	373,40	388,60	408,00
	0	0	0	0	0	0
77	239,30	289,80	335,50	373,80	388,90	408,20
	0	0	0	0	0	0
78	240,00	290,10	336,00	374,30	389,20	408,50
	0	0	0	0	0	0
79	240,70	290,30	336,40	374,90	389,50	408,80
	0	0	0	0	0	0
80	241,20	290,70	336,90	375,40	389,80	409,00
	0	0	0	0	0	0
81	241,70	290,90	337,30	375,90	390,00	409,20
	0	0	0	0	0	0
82	242,30	291,10	337,80	376,50	390,30	409,50
	0	0	0	0	0	0
83	242,90	291,50	338,30	377,00	390,60	409,80
	0	0	0	0	0	0
84	243,40	291,80	338,80	377,30	390,80	410,00
	0	0	0	0	0	0
85	243,90	292,10	339,10	377,70	391,00	410,20
	0	0	0	0	0	0
86	244,50	292,40	339,50	378,20	391,30	
	0	0	0	0	0	
87	245,10	292,70	340,00	378,60	391,60	
	0	0	0	0	0	
88	245,60	293,10	340,40	379,00	391,80	
	0	0	0	0	0	
89	246,10	293,40	340,70	379,40	392,00	
	0	0	0	0	0	
90	246,60	293,80	341,10	379,90	392,30	
	0	0	0	0	0	
91	246,90	294,10	341,60	380,30	392,60	
	0	0	0	0	0	
92	247,30	294,50	342,00	380,70	392,80	
	0	0	0	0	0	

93	247,60 0	294,70 0	342,20 0	381,00 0	393,00 0				
94		294,90 0	342,60 0	381,50 0					
95		295,20 0	343,10 0	381,90 0					
96		295,60 0	343,50 0	382,30 0					
97		295,80 0	343,70 0	382,60 0					
98		296,10 0	344,10 0	383,10 0					
99		296,50 0	344,50 0	383,50 0					
100		296,90 0	344,80 0	383,90 0					
101		297,10 0	345,10 0	384,20 0					
102		297,40 0	345,50 0	384,70 0					
103		297,80 0	345,90 0	385,10 0					
104		298,10 0	346,30 0	385,50 0					
105		298,30 0	346,80 0	385,80 0					
106		298,60 0	347,20 0						
107		299,00 0	347,60 0						
108		299,30 0	348,00 0						
109		299,50 0	348,50 0						
110		299,90 0	348,90 0						
111		300,30 0	349,20 0						
112		300,60 0	349,50 0						
113		300,80 0	350,00 0						
114		301,00 0							

	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員を除く。

全部改正〔令和元年条例41号・4年条例54号〕、一部改正〔令和元年条例22号・4年条例42号〕

別表第3（第5条関係）

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900
	2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100
	3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200
	4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600
	5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500

6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500
7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500
8	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300
9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900
10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600
11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100
12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300
13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000
14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700
15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500
16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200
17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000
18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000
19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000
20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000
21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500
22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400
23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200
24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200
25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700
26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200
27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900
28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600
29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600
30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200
31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700
32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300
33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800
34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100
35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400
36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600
37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800
38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800
39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800
40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800
41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200
42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800
43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500
44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200
45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800

	46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100
	47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700
	48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200
	49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500
	50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200
	51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900
	52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200
	54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900
	55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600
	56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200
	57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600
	58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300
	59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000
	60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700
	61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100
	62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400
	63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700
	64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000
	65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200
	66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500
	67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800
	68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100
	69	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300
	70			369,600	422,000	449,600
	71			370,000	422,600	449,900
	72			370,300	423,200	450,100
73			370,800	423,700	450,300	
74			371,000	424,300	450,600	
75			371,500	424,800	450,900	
76			371,900	425,400	451,100	
77			372,200	425,900	451,300	
78			372,700	426,500	451,600	
79			373,200	427,200	451,900	
80			373,700	427,800	452,100	
81			374,200	428,100	452,300	
82			374,600	428,700		
83			375,100	429,400		
84			375,600	430,000		
85			376,000	430,400		

	86			376,500	430,900	
	87			376,900	431,600	
	88			377,400	432,300	
	89			377,900	432,500	
	90			378,400	433,000	
	91			378,900	433,700	
	92			379,400	434,400	
	93			379,700	434,600	
	94			380,100	435,100	
	95			380,600	435,800	
	96			381,000	436,500	
	97			381,500	436,700	
	98			381,800		
	99			382,300		
	100			382,700		
	101			383,300		
	102			383,600		
	103			384,100		
	104			384,500		
	105			385,100		
	106			385,400		
	107			385,900		
	108			386,300		
	109			386,900		
	110			387,200		
	111			387,700		
	112			388,100		
	113			388,700		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

全部改正〔令和元年条例41号・4年条例54号〕、一部改正〔令和4年条例42号〕

別表第4（第5条関係）

研究職給料表

職員の区 分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800

2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300

	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
定年前再	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
任用短時	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
間勤務職	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
員以外の	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
職員	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600	439,900	
	75	265,700	319,700	389,200	440,400	
	76	266,700	320,800	389,900	440,900	
	77	267,700	321,900	390,600	441,400	
	78	268,800	322,900	391,200	442,000	
	79	270,000	323,800	391,800	442,500	
	80	270,900	324,700	392,400	443,000	
	81	272,100	325,800	393,000	443,500	



82	273,300	326,600	393,600	444,100
83	274,500	327,300	394,200	444,600
84	275,500	328,100	394,800	445,100
85	276,600	328,600	395,300	445,600
86	277,600	329,100	395,800	
87	278,700	329,600	396,300	
88	279,700	330,100	397,000	
89	280,500	330,400	397,400	
90	281,700	330,900	397,900	
91	282,700	331,400	398,400	
92	283,900	331,900	399,100	
93	284,800	332,200	399,500	
94	285,800	332,600	400,000	
95	286,800	333,100	400,500	
96	287,800	333,600	401,200	
97	288,100	334,100	401,600	
98	289,000	334,600	402,100	
99	289,700	335,100	402,600	
100	290,600	335,600	403,300	
101	291,500	336,100	403,700	
102	292,200	336,600		
103	292,900	337,100		
104	293,600	337,600		
105	294,300	338,100		
106	294,800	338,500		
107	295,300	339,000		
108	295,800	339,400		
109	296,000	339,900		
110	296,400	340,300		
111	296,700	340,800		
112	297,000	341,200		
113	297,300	341,700		
114	297,600	342,100		
115	297,900	342,600		
116	298,200	343,000		
117	298,500	343,500		
118	298,900	343,900		
119	299,200	344,300		
120	299,600	344,700		

	121	299,900	345,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

全部改正〔令和元年条例41号・4年条例54号〕、一部改正〔令和4年条例42号〕

別表第5（第5条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100

28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	433,900
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	434,200
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	434,500
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	434,900
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			

108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		
144	303, 200	334, 300		
145	303, 400	334, 600		
146	303, 600	335, 000		
147	303, 900	335, 400		

	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

全部改正〔令和元年条例41号・4年条例54号〕、一部改正〔令和4年条例42号〕

別表第6（第5条関係）

ア 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	巡査の職務
2級	1 巡査長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を処理する巡査長の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務

5級	困難な業務を処理する係長の職務
6級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務
7級	1 本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 2 警察署の副署長又は困難な業務を処理する警察署の課長の職務
8級	1 本部の課長の職務 2 警察署の長又は困難な業務を処理する警察署の副署長の職務
9級	1 本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務 2 困難な業務を処理する警察署の長の職務

備考 この表において「本部」とは、北海道警察本部及び方面本部をいう。イの行政職給料表等級別基準職務表において同じ。

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 専門主任の職務
5級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務
6級	1 本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する警察署の課長の職務
7級	本部の課長の職務
8級	特に困難な業務を処理する本部の課長の職務
9級	本部の参事官の職務

ウ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う船員の職務
2級	相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う船員の職務
3級	一等機関士の職務
4級	船長又は機関長の職務

エ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	上級の研究職員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究職員の職務
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究職員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究職員の概括的な指導の下に研究を行う研究職員の職務
3級	1 科学捜査研究所の科長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究職員の職務
4級	科学捜査研究所の主任研究官の職務
5級	科学捜査研究所の長の職務

オ 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------

2級	保健師の職務
3級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う保健師の職務
4級	特に困難な業務を処理する主任の職務
5級	係長の職務
6級	北海道警察本部の課長補佐の職務

追加〔平成28年条例74号〕

別表第7（第23条関係）

地域の区分	地域
1級地	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、歌志内市、深川市、富良野市及び伊達市（大滝区の区域に限る。） 空知総合振興局管内のうち 上砂川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町 後志総合振興局管内のうち ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町及び赤井川村 胆振総合振興局管内のうち 厚真町、安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。） 日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）及び平取町 上川総合振興局管内 留萌振興局管内のうち 小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町 宗谷総合振興局管内 オホーツク総合振興局管内 十勝総合振興局管内のうち 音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中礼内村、更別村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町 釧路総合振興局管内 根室振興局管内
2級地	札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市（大滝区の区域を除く。）、北広島市及び石狩市 空知総合振興局管内のうち 南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町及び新十津川町 石狩振興局管内 後志総合振興局管内のうち 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び余市町 胆振総合振興局管内のうち 豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。） 日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域を除く。）、新冠町、浦河町、



	様似町、えりも町及び新ひだか町 渡島総合振興局管内のうち 長万部町 檜山振興局管内のうち 今金町及びせたな町 留萌振興局管内のうち 増毛町 十勝総合振興局管内のうち 広尾町
3級地	函館市及び北斗市 渡島総合振興局管内のうち 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町及び八雲町 檜山振興局管内のうち 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。  
全部改正〔平成22年条例56号〕、一部改正〔平成27年条例34号・28年74号〕